

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和8年3月11日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査----- 質疑（増永和起委員）	3
議案第6号の審査----- 質疑（村上英明委員、増永和起委員）	41
議案第4号、議案第12号及び議案第27号の審査----- 質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、中川嘉彦委員、村上英明委員、 増永和起委員）	44
議案第8号及び議案第14号の審査----- 質疑（村上英明委員、増永和起委員）	63
議案第7号、議案第13号及び議案第28号の審査----- 質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、中川嘉彦委員、村上英明委員）	68
散会の宣告-----	76

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和8年3月11日（水） 午前9時59分 開会  
午後4時25分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 光好博幸 副委員長 増永和起 委員 中川嘉彦  
委員 村上英明 委員 大川ゆり 委員 光田あまね

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

副市長 山本和憲  
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修  
保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子  
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也  
生活環境部副理事兼産業振興課参事 川西浩司  
市民課長 坂本真輔 文化スポーツ課長 妹尾智行  
産業振興課長 鈴木 誠 環境政策課長 菰原知宏  
環境業務課長 三浦佳明 保健福祉課長 西村公輔  
生活支援課長 仲野 誠 高齢介護課長 細井隆昭  
国保年金課長 畑原陽介 国保年金課参事 田村信也  
障害福祉課参事 垣本和宏

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局副主査 杉本晃司

### 1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 令和8年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分  
議案第 6号 令和8年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算  
議案第 4号 令和8年度摂津市国民健康保険特別会計予算  
議案第12号 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 27 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 8 号 令和 8 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 14 号 令和 7 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 7 号 令和 8 年度摂津市介護保険特別会計予算  
議案第 13 号 令和 7 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）  
議案第 28 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○光好博幸委員長 それではただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、中川委員を指名します。

それでは、先日に引き続きまして、議案第1号の所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑に入りたいと思います。

増永副委員長。

○増永和起委員 おはようございます。

それでは、一般会計の質問をさせていただきます。予算概要で言わせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、質問番号1番です。

26ページ、自治活動推進事業、自治振興課です。

地域活性化事業補助金について、これまでも他の委員が質問をされておりました地区市民体育祭の補助金が移されたということでございます。

地区市民体育祭や美化活動、お祭りなど、事業ごとに申請をするということも分かりました。

では、補助金総額の配分について教えていただきたいと思います。

地区市民体育祭の補助金はこれまで上限が定められ、活用については用途を報告し使った分だけ受け取る、または受け取ってから返すよう取り扱っていたと思います。

地域活性化事業補助金と地区市民体育祭の補助金は別枠になって今までどおりの上限という形で行われるのか、それとも総額が決まっていて、その配分は自由に変えるこ

とができるのかについて教えてください。

質問番号2番です。

30ページ、同じく自治振興課、正雀市民ルーム管理事業についてです。

修繕料についてお聞きします。

正雀市民ルームは3階のホールの壁紙があちこちめくれて垂れ下がっている状態でございます。団体の新年会などにも活用されていますが、市民から修繕を要望する声を聞いています。壁紙修繕の見通しについて伺います。

また、洋式トイレの設置がどうなっているのかも併せて伺いたしたいと思います。

質問番号3番です。

30ページ、同じく自治振興課、コミュニティセンター管理事業です。

(仮称)味生コミュニティセンターの建設が進んでいます。改めて土地や地域の協働のまちづくりに果たすコミュニティセンターの役割について伺います。

質問番号4番です。

34ページ、市民課、住民基本台帳事務事業についてです。

市民課窓口は、市民が職員と接する最初の場所であることが多いと思われ、市民との関わり方が問われます。例えば、DV被害を受けておられる市民が、最初からDVや虐待相談の窓口を訪れるのではなく、市民課や国保年金課などの窓口に行き、対応をする中で支援が必要であると分かるケースが多いと思います。

私自身、相談を受けたケースです

が、一人のお母さんから、夫は現在の住居のままだけれども、自分と子供は他市へ移住したいので児童手当を自分のほうへ振り込むように手続したいという御相談をお受けいたしました。

実務的な相談かと思っておりましたが、話を聞くうちに、夫から子供への虐待があるということで、夫に知られないようにしたいという話が出てまいりました。

市民課では大変、市民に寄り添った対応をしていただいたと思います。児童手当でトラブルがあったんですけれども、何とか無事に済むことができました。

実務的な対応だけでは、支援の必要な市民を見逃してしまいます。窓口の配慮はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

質問番号5番です。

34ページ、同じく市民課、住民基本台帳事務事業です。

住民基本台帳法では、個人情報保護の観点から台帳の原則、非公開を定めています。第11条では閲覧のみ認めています。

摂津市は、本人に知らせることなく自衛隊へ若者の名簿を提供しています。2022年から2026年の名簿の提供状況について御説明ください。

自分の個人情報を出されたくない人は除外申請の制度もつくっているとのことですが、その周知方法と申請数についても教えてください。

質問番号6番です。

34ページ、同じく市民課です。戸籍事務事業です。

戸籍に振り仮名を登録することについてです。

既に住民票にある振り仮名については確認作業だけということでしたが、市の登録と違う場合は、変更の届出ができたと思います。市で判断できず受付で困るような事例はなかったのでしょうか、教えてください。

また、届出期間がもうすぐ終了するということですのでけれども、訂正のお願いがその届出期間終了後に出されるというような場合はどうなるのでしょうか、教えてください。

質問番号7番です。

36ページ、市民課、証明書交付等事業についてです。

窓口業務委託の内容と委託料について、教えてください。また、現在の契約期間についてもお伺いします。

質問番号8番です。

36ページ、市民課、個人番号カード交付事業についてです。

マイナンバーカードの申請、交付数、保有数及び率、また窓口留置数や廃棄数、返納数についていつもお聞きしております。今回もお聞きいたしますので、教えてください。

また、口座や保険証の紐づけの数についても分かれば教えてください。

質問番号9番です。

40ページ、文化スポーツ課、スポーツ振興事業です。

地区市民体育祭の予算がなくなり、自治振興課の地域活性化事業補助金へ移されたということです。

摂津市内各地の地区市民体育祭はこれまでどんな状況だったのか、

教えてください。市がどのようなサポートをしてきたのかも教えていただきたいと思います。

質問番号10番です。

42ページ、保健福祉課、戦没者慰霊事業についてです。

前年と比べ42万7,000円の減額となっていますが、その要因について教えてください。

質問番号11番です。

44ページ、保健福祉課、地域福祉計画推進事業です。

新たに、会計年度任用職員の人件費が計上されていますが、何のためのものか、教えてください。

質問番号12番です。

70ページ、保健福祉課、成人健康診査事業です。

今年3月8日の日曜日に、一津屋の味生公民館で、2月1日に行われました医療機関の団体である全日本民主医療機関連合会によるPFAS血液検査の結果報告会が開かれまして、私も参加してきました。

検査を受けられた方は全員で68人で、その内41人が一津屋在住の方でした。

検査結果の分析では、一津屋の方ほど、また年齢が高いほど、PFOAの血液濃度が高い。アメリカの健康指針となる20ナノグラム・パー・ミリリットルを超える方がたくさんいらっしゃるということでした。

ダイキン工業周辺の方、排出されたPFOAに長くさらされた方ほど高いということでしょう。皆さんの御心配はやはり健康への影響でした。

摂津市は、PFOAの血液検査は

しないが、市の検診を多くの人に受けていただくことで病気の早期発見・早期治療につなげたいと、この間おっしゃっておられました。PFOAの影響があるとされている甲状腺ホルモンの検査を市の検診に加えることはできないのでしょうか、お答えください。

質問番号13番です。

46ページ、社会福祉法人介護特別補助事業、高齢介護課に移ります。

これは唯一の介護保険利用料減免の制度です。毎回、質問していますけれども、利用者は増加しているのでしょうか。利用者の推移についても教えてください。また、周知方法についてもお願いいたします。

質問番号14番です。

48ページ、同じく高齢介護課、高齢者日常生活支援事業です。

毎年、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費について、制度周知をしてほしいと要望をしてまいりました。

現在、利用している世帯、また新たに増えた世帯がありましたら、教えてください。

質問番号15番です。

48ページ、同じく高齢介護課、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業です。

緊急通報装置について、対象者を100人から600人へという目標を以前、おっしゃっておられました。現在の状況、そして周知方法についても改めて教えてください。

質問番号16番です。

48ページ、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業の中のライフサポーター業務委託料です。

この業務内容、それからどの程度、

高齢者を訪問されているのかなど教えてください。

質問番号17番です。

48ページ、介護予防・ふれあい事業、高齢介護課、ふれあい入浴助成補助金がございます。昨年度より少し金額が増えていると思いますが、内容と利用者数を教えてください。

質問番号18番です。

52ページ、障害福祉課、共同生活援助事業です。

毎年予算計上されているんですけど、2020年度以降、執行がされていないように思います。事業の内容について、教えてください。

質問番号19番です。

54ページ、同じく障害福祉課、障害者理解促進研修・啓発事業です。

全国手話言語市区長会負担金という予算が計上されています。初めてのことだと思いますけれども、この内容について伺います。

質問番号20番です。

66ページ、生活支援課、生活保護事業です。

代表質問でも取り上げましたけれども、いのちのとりで裁判の画期的な勝訴判決が出ました。

代表質問でも、厚生労働省からの指示に基づいて対応していくという御答弁がありましたけれども、具体的にはどのようなことを行われるのか、教えてください。

質問番号21番です。

74ページ、環境政策課、環境測定・調査事業、地盤沈下1級水準測量委託料について伺います。

JR東海新幹線基地での地下水のくみ上げによる影響を見るもの

です。現在はどのような状況なのかをお聞きいたします。

質問番号22番です。

78ページ、環境業務課、ごみ収集処理事業、家庭ごみ収集運搬委託料についてです。

ごみ収集の方法について、外国人への周知を行ってほしいと取り上げてまいりましたがけれども、現在ではどのように行っておられるのかをまずお聞きいたします。

質問番号23番です。

78ページ、同じく環境業務課、ごみ収集処理事業、広域処理運営費負担金があります。

茨木市との広域処理の負担金が少し減少しているようですが、なぜでしょうか。この際、負担金の計算方法についても改めて御紹介ください。

質問番号24番です。

80ページ、産業振興課、農業委員会運営事業です。

農業委員の仕事とはどのようなものなのでしょうか、教えてください。

質問番号25番です。

84ページ、産業振興課、中小企業金融対策事業があります。

摂津市の中小企業融資の実績件数の推移についてお聞かせください。

質問番号26番です。

84ページ、産業振興課、創業支援事業です。

創業者に家賃を補助するという事業もこの中に入っていると思います。制度の内容、過去5年間の実績について、お聞かせください。また周知方法についても教えてください。

最後の質問、質問番号27番です。  
84ページ、企業立地等促進事業  
です。

商工振興費の大きな部分を占める事業ですが、そのほとんどが大企業への交付だとずっと指摘をしてきました。

5年間の大企業と中小企業それぞれの件数、金額、割合の推移について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは質問番号1番、地域活性化事業補助金の配分についての御質問にお答え申し上げます。

まず、各地区への配分につきましては先日の委員会でも申し上げましたとおり、世帯数に応じた算定方法を引き続き取り入れつつ、過去3年間の補助金の実績も加味しながら算定し、各校区へ配分いたします。

そして、その校区内においてそれぞれの事業を行う中で、どの事業に幾ら配分するかについては、その地区内で決めていただくこととなります。

仮に、これまで地区市民体育祭に60万円を充てていたとすれば、令和8年度からは70万円とか80万円に増やすこともできますし、50万円とか40万円に減らして新しい事業に充てるということも可能でございます。

地区内において柔軟に事業が展開できるようになったものと捉えております。

質問番号2番、正雀市民ルームの修繕についての御質問でございます。

正雀市民ルーム3階ホールのクロスが一部破れているということは承知をしております。これにつきましては、壁に雨水が侵入してきたことが原因でございます。その雨漏りが直接、壁からなのか、屋上から壁を伝って侵入してきたのかというのが特定できなかったということで、令和6年度に屋上の笠木の防水工事を行っております。その上で、令和7年度には外壁のシーリングの打ち替え工事を行っておりまして、今月末で工事が完了する予定でございます。

2年にわたりまして工事を行ってございましたので、時間を要することとなりましたけれども、これで壁への水の浸入がなくなったと思いますので、令和8年度はクロスの破損部分の修繕を進めてまいりたいと思っております。

同じく正雀市民ルームの洋式トイレの設置状況のお問いであったかと思えます。

正雀市民ルームのトイレにつきましては、1階から3階まで、男性トイレ・女性トイレ合わせて12基の個室の便器があり、そのうち洋式・和式が半々の6基ずつでございます。

質問番号3番、(仮称)味生コミュニティセンターが果たす役割ということでございます。

コミュニティセンターは地域における市民の交流と多様な活動の場を提供するとともに、実際生活に即する文化等に関する事業を行い、

心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に設置するものでございます。

(仮称)味生コミュニティセンターは、地域住民が誰でも気軽に立ち寄り、交流し、学び、活動を行うことができる地域の拠点として、協働を推進する上で重要な役割を果たすものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 坂本課長。

○坂本市民課長 それでは、市民課に関わります5点の質問に御答弁申し上げます。

質問番号4番、窓口での配慮、窓口での関わり対応についてという御質問でございます。

市民課におきましては、DV等支援措置制度を設けております。この支援措置制度はDVや虐待などの被害者が加害者に住所を知られることがないよう住民票や戸籍附票の閲覧や写しの交付を制限する制度でございます。

現在、市民課では各種届出窓口にも男女共同参画センター・ウィズせつつの御案内チラシを配布、配架しておりまして、悩み事や困り事がある場合の相談先の一つをお示しさせていただいております。

また、住民異動の届出をされる全ての方に対しまして、転出証明書の有無や健康保険の加入、即日の住民票交付の必要性等、様々な細々とした聞き取りを行っております。

その中で、住所を知られたくない意向を申し出られたり転出届を出されずに異動してきた旨をおっしゃられる方もいらっしゃいます。

また、前住所地におきまして支援

措置を受けていらっしゃる方に関しましては、市町村連携も行っております。

質問番号5番、自衛隊に関するお問い合わせでございます。

まず名簿提供数でございますけれども、令和8年度分の概算数で1,529名、令和7年度分が1,542名、令和6年度分が1,569名、令和5年度分が1,578名、令和4年度分が1,621名となっております。

次に、除外申請数でございますけれども、令和4年度から実施しておりまして、令和4年度分が14名、令和5年度分が9名、令和6年度分が9名、令和7年度分が7名、そして令和8年度分につきましては現在、受付期間中でございますけれども、現在のところゼロ名となっております。

次に、名簿提供であったり除外申請についての周知についてでございます。

令和8年度提供分につきましては、昨年11月1日から今年の3月31日までの5か月間を除外申請の受付期間と設定いたしまして、従来の期間よりも延長して受け付けているところでございます。

周知の方法といたしましては、ホームページへの掲載のほか市役所の窓口や公共施設にチラシを配架するとともに、令和7年度提供分に引き続きまして、JRや阪急、モノレールの市内各駅にポスター掲示を行っておるところでございます。

質問番号6番、戸籍振り仮名事業についてでございます。

戸籍振り仮名事業につきまして

は令和7年5月26日から令和8年5月25日までをその届出期間としておりますけれども、本日現在で窓口等での受付時に受理するかどうか判断に迷ったという案件はございません。

また、御自身で振り仮名の変更の届出を行った後に再度、振り仮名の変更を行う場合に関しましては、本来家庭裁判所の許可が必要となりますけれども、届出を御自身でせずに戸籍に職権記載された振り仮名につきましては、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに市役所窓口において変更することが可能でございます。

質問番号7番、窓口委託についてでございます。

市民課においては現在、証明書等交付事業におきまして窓口業務委託を実施しております。

委託内容といたしましては、証明書等交付業務、郵送請求処理業務、印鑑登録業務、臨時運行許可業務、パスポート発給業務、金銭管理業務の6業務でございます。

現在の契約の委託期間は令和5年度から令和9年度となっております期間中の委託金額につきましては毎年度5,617万9,200円となっております。

質問番号8番のマイナンバーカードについてでございます。

令和8年1月末現在の各種業務の数値についてでございますけれども、まず申請数といたしましては、これまで9万7,413件の申請を受け付け、申請率は112.8%となっております。

次に交付数といたしましては、こ

れまで8万5,687枚を交付し、交付率は99.2%となっております。

次に、保有率につきましては79.5%となっております。保有率の算出につきましては、交付枚数から亡くなられた方の数であったり、有効期限切れなどによって廃止されたカードの枚数を除いた数となっております。現在、有効であるマイナンバーカードを持っている方の割合となっております。

次に、留置き件数ですけれども2,067枚でございます。

次に、マイナンバーカード廃棄状況でございますが、令和3年度以降は国通知に基づき廃棄はしておりません。

次に、マイナンバーカードの返納数でございます。死亡による御遺族からの返還であったり外国籍の方の国外転出などが主な原因となっておりますけれども、67枚となっております。

最後に、紐づけの件数でございますけれども、健康保険証と紐付けた件数が108件、金融口座と紐付けた件数が12件となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 9番目の御質問、地区市民体育祭のこれまでの状況についてお答えいたします。

地区市民体育祭につきましては、令和元年度までは天候による中止はあっても全ての小学校区・地区で実施の意向がございましたが、令和2年度からは新型コロナウイルスの影響により全ての地区市民体育

祭が実施不可能となりまして、これが3年間続きました。

その後、コロナ禍を過ぎた後も理由は様々でございますが、実施されない地区がございまして、令和7年度は6地区での実施でございました。

これまで文化スポーツ課から地区の実行委員会へのサポートといたしましては、補助金交付の手続の際に、補助金の使途や全体的な流れをほかの地区の事例も参考に助言を行うほか、実施する企画の内容により関係機関への協力要請が必要な際には仲介することもございました。

また、当日の運営についても職員が来賓対応などの助言を行うなど、地区市民体育祭が円滑に執り行えるようサポートしてまいりました。

以上でございます。

○光好博幸委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 それでは保健福祉課に係ります3点の御質問にお答えいたします。

質問番号10番、戦没者慰霊事業の予算減額の要因についての御質問にお答えいたします。

減額の要因といたしましては、戦没者追悼式で設置をしております祭壇の仕様の見直しを行ったことによる減額となっております。

質問番号11番、地域福祉計画推進事業において、新たに計上している会計年度任用職員の人件費等につきましては、令和8年度より新たに開始いたします重層的支援体制整備事業において、主に参加支援の業務を行っていただく地域支援CSWを保健福祉課に配置すること

を目的とした予算となっております。

質問番号12番、健康診断の検査項目の中に甲状腺ホルモンの検査等を追加することができないかというお問い合わせでございますが、食品安全委員会の健康影響の評価におきまして、甲状腺機能と甲状腺ホルモンについてもPFASとの関連について評価されておられますが、知見が少なく結果に一貫性がないため影響があるとまでは言えないとされており、また、環境省が策定しておりますPFOS・PFOAに関するQA集でもPFOS・PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていないとされておりますことから、市独自の検診を実施する予定はございません。

以上でございます。

○光好博幸委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 高齢介護課5点でございます。

質問番号13番、社会福祉法人介護特例補助事業につきまして、こちらは介護保険サービスの利用促進を図ることを目的に、低所得者で一定の要件を満たす生活困難な利用者に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を4分の1に軽減するものでございます。

利用者数の推移でございますが、過去5年で令和6年度が8人、令和5年度が8人、令和4年度が6人、令和3年度が4人、令和2年度が4人と増加傾向になっております。令和7年度につきましては、令和8年1月現在で10人となっております。

近年では、平成27年度に市から社会福祉法人に1件の支給を実施しております。平成28年度以降は支給の実績はございませんでしたが、令和7年度におきまして特別養護老人ホーム1件への支給に向けて調整中でございます。

また、周知方法につきましては、各社会福祉法人のホームページに掲載をいただいているほか、事業所のケアマネジャーや相談員から必要に応じて御案内していただいております。

市といたしましても、ホームページや市内の介護保険事業者ガイドブックに掲載のほか、本算定の決定通知書に制度案内のチラシも同封させていただいております。

また、広報せつつ、事業者の集団指導等の機会を通じて、ケアマネジャーに対して周知を行っているところでございます。

質問番号14番、高齢者日常生活支援事業の高齢者民間賃貸住宅家賃助成費についてでございます。

令和8年度は245件、3,180万円を計上しておりまして、広報せつつ令和7年8月号に掲載したこともございまして、令和8年1月末時点で33件の新規件数、計232件の利用となっております。

質問番号15番、緊急通報装置につきまして、令和8年1月末現在で193人、固定型138人、携帯型55人で、令和6年度末のサービス利用者数176人、固定型139人、携帯型37人と比較して総数で17人の増加となっております。

令和5年度との比較では、144人、固定型130人、携帯型14人

に対して49人増加している状況となっております。

周知につきましては、ホームページや広報せつつ10月号の特集ページに掲載したほか、ケアマネジャーにも制度説明を行っており、利用者の案内につないでいただいている状況でございます。

質問番号16番、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業、ライフサポーターでございます。

こちらは、ひとり暮らし高齢者等へ訪問や電話による状況確認などを実施する事業でございまして、社会福祉協議会の訪問介護員の有資格者5名で行っております。

令和6年度は、ひとり暮らし等登録1,227人で訪問回数6,096回、令和5年度と比べますと対象者が8人、訪問回数14回減少、75歳到達者訪問は1,094人、訪問回数1,504回で令和5年度と比較しまして対象者数が60人、訪問回数が72回減少となっております。

令和7年度は、令和8年1月末現在でひとり暮らし等登録1,176人で、訪問回数4,903回、75歳到達訪問は729人、訪問回数482回となっております。

質問番号17番、介護予防・ふれあい事業、ふれあい入浴助成補助金についてでございます。

こちらは市内公衆浴場を高齢者と児童の憩いの場とし、相互のふれあいを深めるとともに健康増進につなげることを目的に月1回、無料入浴を実施する公衆浴場1か所に補助をするものでございます。

令和6年度の利用実績は、高齢者

が延べ813人、児童が延べ349人、計1,162人となっております。令和5年度の高齢者973人、児童210人、計1,147人に対して高齢者が124人減少したものの児童は139人の増加となっております。

令和7年度は、令和8年1月末現在で高齢者が延べ620人、児童が延べ273人、計893人の利用となっております。

令和7年度と比較しまして2万8,000円増額しております理由につきましては、大阪府の公衆浴場入浴料金が、これまで大人520円であったところ、600円に改定されたことによるものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 それでは障害福祉に係ります2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず18番、共同生活援助の問いであったかと思えます。

内容としましては、障害のある方が住み慣れた地域で安心した生活を引き続き行っていただけるように、市内の社会福祉法人が地域において共同生活事業所を開設または増設する障害グループホームに対しまして、施設の整備費や備品購入費等の一部を補助するものであります。

質問番号19番の全国手話言語市区長会負担金についてのお問いであったかと思えます。

全国手話言語市区長会は2016年に設立され、国に手話言語法、情報コミュニケーション法の制定を求め、聴覚障害者の自立と社会参

加の実現を目指すとともに、各自治体における手話等の関連施策の情報交換等を行うことを目的に設立されました。

本市においても、施策に関する情報交換を行うことで、手話言語の理解、普及促進が今後もより進むよう、令和7年の1月より加入しております。

以上です。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 質問番号20番、生活保護制度の最高裁判決に基づく具体的な対応について、お答えいたします。

平成25年から平成27年にかけて行われた生活扶助基準改定に関する最高裁判決におきまして、当時の基準改定に関する行政処分が取り消されたことから、厚生労働省から生活保護費の追加給付を行うよう通知がなされております。

この追加給付につきましては、平成25年生活扶助基準改定で実施した物価の変動に基づく水準調整を消費実態に基づく水準調整に代えることで生じる差額に相当する額を給付するものでございます。

支給の時期につきましては、原告の方と原告以外で生活保護受給中の方、現在は生活保護を受けていない方の三つの標準的なスケジュールが示されております。

本市におきましては、原告の方はおりませんので、原告以外で生活保護受給中の方と現在は生活保護を受けていない方で申し上げますと、生活保護受給中の方には自治体の準備状況に応じて順次、支給を開始するよう、生活保護を受けていない

方は令和8年夏頃から申出を受け付け、準備状況に応じて順次、支給をするよう示されております。

現在、いつから追加給付ができるのかをお示しできる状況ではございませんが、今後システム改修や生活保護費の追加給付額、またこの業務に必要なかもしれない業務委託等を含めた予算につきまして、改めて御提案させていただき御審議いただいた上で、令和8年度中に適切に支給事務を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 菰原課長。

○菰原環境政策課長 環境政策課に係ります質問番号21、地盤沈下1級水準測量についての御質問にお答えいたします。

地盤沈下1級水準測量は、委員からも紹介がありましたがJR東海の地下水くみ上げによる地盤沈降の影響を調査するために実施しており、測定する水準点は国土地理院の助言も参考にし、平成29年度から当該地下水のくみ上げの影響を評価できる箇所を選定しております。

最新の結果は令和6年度となりますが、令和6年度の測定地点は太中浄水場、鳥飼八町公園、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、八幡宮、新幹線鳥飼基地、味府神社、千里丘小学校でございました。

令和5年度の測定結果と比較できる地点との分析では、環境省見解の地盤沈下の注意を要する1年間2センチを上回る沈降は見られておらず、また平成29年度から毎年実施しておりますけれども、これまで

も注意を要する地盤沈下は見られない結果でございます。

令和7年度の結果につきましては、現在、測定結果を集計中でございます。間もなく集計結果がまとまる予定でございますので、集計が終わり次第、議員の皆様にもお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 質問番号22番、ごみ収集処理事業に関わります御質問にお答えいたします。

近年の外国人市民の増加につきましては、原課といたしましても認識しているところでございます。そのため集合住宅のオーナーや管理会社等から外国人の入居者に対するごみの分別を周知する方法についての相談が寄せられることが増えてきておりますことから、希望される方に外国人市民への分かりやすい情報提供ガイドラインに沿って、イラストを多用し作成した摂津市の「ごみの分別ガイドやさしい日本語版」や新聞・缶・瓶・ペットボトルなどのイラストをお渡しし、周知に活用していただいております。

また、外国人市民自らがごみの分別について電話で問合せをされるケースも見受けられます。その際には、時間をかけ丁寧な説明を行い、ごみの分別について理解していただけるよう努めております。

質問番号23番、広域処理運営費負担金に係ります御質問にお答えいたします。

昨年度より減額となった要因でございますが、茨木市に確認したところ、主に薬品類と燃料費が減額さ

れており、薬品類につきましては単価が上昇しているものの令和6年度の実績ベースでの査定、燃料費につきましては最近の値動きによる査定であるとのことでした。

また、負担金算出の計算方法ですが、廃棄物の処分に係る経費のうち33%を均等割、残りの67%をごみ量割の比率とし、均等割とごみ量割を足すことで広域処理運営費負担金を算出しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 川西副理事。

○川西生活環境部副理事 質問番号24番、農業委員会の仕事・役割ということでございます。

これは農地を無秩序な開発行為から守ることでございます。このため農地の転売・賃貸借の許可でありましたり農地転用案件への意見具申、農地パトロールによる状況調査などが主な仕事になります。

また次に、農業従事者の高齢化等によりまして遊休農地を防ぐ、これも主な仕事の内容でございます。

このため農業の担い手への農地の集約・集積化、新規農業参入者の促進などにも取り組んでおります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 質問番号25番、中小企業金融対策事業におけます市融資制度の令和7年度を含む5年間の実績及び推移について御説明させていただきます。

令和7年度につきましては、2月末時点でございますが、申込み20件に対しまして実行12件8,000万円、5件は信用保証協会によ

る審査中でございます。令和6年度は申込み25件に対し、実行18件1億270万円、令和5年度は申込み24件に対し実行18件9,160万円、令和4年度は申込み18件に対し実行15件7,435万円、令和3年度は申込み7件に対し実行7件2,570万円となっております。

質問番号26番、創業支援事業のテナント賃借料補助制度につきまして、その内容と過去5年間の実績及び周知方法について御説明させていただきます。

この補助制度につきましては、市内で飲食店を創業しようとする方または創業して5年を経過していない方に対しましては、テナント賃借料の2分の1、上限5万円、期間としましては、6か月間、商店会等の商業団体に加入する場合は12か月間補助を行うものでございます。

補助を受けていただくには、中小企業経営改善コンサルタントの助言を受けていただいて事業計画を作成していただいております。

実績でございますが、令和7年度につきましては現時点で3件、交付決定をしておりまして35万円の補助となる見込みでございます。令和6年度は2件60万円、令和5年度は3件で79万3,200円、令和4年度は申請の実績がございませんでした。令和3年度につきましては1件で30万円でございます。

周知方法につきましては、テナントの賃貸を行われております不動産事業者で案内に協力していただ

いているほか、毎年、実施しております創業セミナー、創業支援セミナーで周知をしております。

また、創業サポート総合相談窓口でございます摂津市商工会やビジネスサポートセンターで相談があった際には直接、案内を行っていたいております。

質問番号27番、企業立地等促進事業におけます5年間の大企業・中小企業別件数、金額、割合でございます。

令和7年度は、見込みでございます。大企業10社28件1億8,562万2,465円で84.8%、中小企業12社15件で3,337万7,535円で15.2%。

令和6年度は、大企業11社29件で2億1,622万8,536円で85.3%、中小企業14社16件で、3,556万6,883円で、14.7%。

令和5年度は、大企業9社27件で1億6,216万7,845円で81.2%、中小企業16社16件で3,764万7,429円で18.8%。

令和4年度は、大企業8社27件で1億5,493万5,089円で93.6%、中小企業12社13件で1,058万7,865円で6.4%。

令和3年度は、大企業9社26件で1億8,770万8,247円で96.2%、中小企業10社11件で740万3,672円で3.8%となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 それでは2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

地域活性化事業に地区市民体育祭の分も含まれるということで全体の枠は決まっているけれども、中の配分は自由にできるというような御答弁でございました。

例えば、私の住んでいる別府の地域では、連合自治会と地区市民体育祭実行委員会は全く別の組織で、これまでは連合自治会に対して地区市民体育祭実行委員会からは地区市民体育祭への補助金について会計報告もないという状態であります。

補助金を受け取る窓口が一つになるということは、連合自治会が地区市民体育祭の分まで受け取って、使途の報告もまた連合自治会からするというようなことに恐らくなると思うんですけれども、総額の範囲ならそれぞれの事業ごとの補助金の配分を変えられるということになるといろいろな問題がこれから起きてくる可能性もあると思っています。

どちらが予算を取るのかという話が起り得ると思っています。

お互いの使っている内容に対して、内容を指摘し合うような話が中で出てきかねないということがあって、私はいろいろと懸念しております。

そういう相談の窓口もこれからは自治振興課が主体となっていただけだと思いますが、ぜひ市民に混乱のないようしっかりと相談に乗って対応していただくことを

要望としておきますので、よろしく  
お願いいたします。

質問番号2番です。

正雀市民ルームの管理について  
でございます。

早期の修繕をぜひしてほしいと、  
この間、言ってきたわけですが、  
でも、クロス修繕に入る前のいろい  
ろな修繕が必要だったということで  
ございます。ようやくクロス修繕に  
これから取り組んでいってくださ  
ることと思いますので、やはり市民  
の方が喜んでいただけるような修  
繕を早くやっていただけたらと思  
いますので、よろしくお願いいたし  
ます。

洋式トイレの問題ですが、12基  
の個室のうち、洋式は6基だとい  
うことですが、男性トイレと女性  
トイレを分けると、女性のトイレ  
に1基しかありません。特に3階は  
ホールですのでたくさん人がいら  
っしゃると、すごく混雑してしまう  
ということもありまして、高齢者  
の方の利用も非常に多いホールで  
すので、ぜひトイレの洋式化も早  
く進めていただきたいと思いま  
す。これも要望としておきます  
ので、よろしくお願いいたしま  
す。

質問番号3番です。

コミュニティセンター管理事業  
です。

今、まちづくりに果たす役割とい  
うことでおっしゃっていただきま  
して、重要な役割になっていると思  
っています。協働のまちづくりを推  
進する拠点となるところだと思  
うんですけれども、この民生常任委員  
会において、別府コミュニティセン  
ターの稼働率が非常に低いという

ことが何度も他の委員からも取り  
上げられてまいりましたが、この別  
府コミュニティセンターも協働の  
まちづくりの別府地域の拠点とな  
る重要な施設だと思いますが、稼働  
率を上げるためにどういうことを  
お考えなのか、お聞かせください。

質問番号4番です。

市民課の窓口で様々な配慮をし  
ていただき、いろいろ聞き取りをす  
る中で、最初からの相談ではなく  
ても、どのような相談窓口がよ  
いか、またどのような支援が必要  
かを考えて支援につないでいただ  
いているということは、非常に重  
要な役割を果たしていただいて  
いると思います。私が同行した  
相談者の方も、市民課ですごく  
丁寧に対応していただいたと喜  
ばれておりました。

実務を効率的に行うということ  
は私たちも非常に重要なことだ  
と思っているんですけれども、  
それと同時に市民の方に対して  
しっかり相談に乗っていくこと  
もやらないといけないと思  
っています。

ただ、この間、BPRワーキング  
グループというのが立ち上げられ  
て、実務の効率化の推進が図られ  
ていってるんだと思うんですけ  
れども、これからどうやってい  
くかということが考えられている  
と思います。

市民課もそこに関わっておられ  
ると思うんですけれども、相談と  
窓口での実務が全く分かれている  
と、支援が必要な方を見逃して  
しまうということが起こってくる  
のではないかと少し危惧してい  
ます。

このBPRワーキンググループ  
における市民課の関わり方につ  
い

て、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号5番です。

住民基本台帳事務事業、自衛隊への名簿提供のことです。

除外申請制度の周知をずっと拡大して図っていただいている、その努力は非常に評価をしているんですけども、残念ながら効果がなかなか上がっておらず、申請していただく方の数が少ない、今回はゼロということもございました。

まず、御本人が対象者が自分だということが分からなければ、幾ら周りでそういう情報があったとしても、申請しようということにならないというのがやはり問題だと思います。

最初に除外申請制度をスタートしたときは、私も一生懸命、周りの人に言ったりしましたし、ママ友さんの間でその情報が広がって、それで除外申請が何人か出てきたというようなお話を委員会でも聞いたことがあります。

やはり自分の子供、または自分自身がその対象者なんだと分かると、申請するものではないかと思えます。

戸別に通知を送るということも何回も要望してますけど、いよいよ開始すべきじゃないのかと思うんですが、そのことについてお答えください。

質問番号6番です。

戸籍に振り仮名を登録することについてです。

今までに複雑な案件や迷った案件はなかったというお話でございました。届出期間が過ぎても一度だ

けは市役所で変更可能というお話だったと思います。

今後、新たに生まれた子供のお名前や振り仮名が戸籍に登録されることになっていくと思います。そのときにいわゆるキラキラネームで一般的には読めない読み方だった場合はどうなるのでしょうか。市町村に判断が求められているのでしょうか、判断の基準というのがあれば教えてください。

質問番号7番です。

証明書交付事業です。

窓口の業務委託料が毎回、契約ごとに値上がりをしてきたことを指摘してまいりました。当初のときから比べると契約料が約2倍に膨れ上がってます。

窓口業務の委託開始が始まったときは、職員が業務に当たるよりも経費節減になるんだという御説明も行われていたわけですが、職員の給与は2倍には増えていません。窓口業務委託が経済的効果があるのかということについて、今、立ち止まって考えていかなければいけないのではないかと思ってます。

お金の問題だけではなくて、やはり市民課の窓口というのは、特に災害時に非常に重要な場所になってまいります。証明書の発行窓口というのは非常にたくさんの方が来られ、証明書発行をしていかないといけない実務があると思うんですけども、今の委託業者との契約書の内容で、どのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

質問番号8番の個人番号カード交付事業です。

マイナンバーカード、交付率、交付数が非常に上がってきたということで九十何%みたいな数字が出てました。

ただし、保有率は79.5%ということで、交付される数は多かったけれども、これは累積ですからそういうふうになっていきますけれども、途中で亡くなられたり転出されたり返納されたりいろいろな形で1回は持ったけど、もう持っていないというふうな方も増えてくる中で保有率は79.5%ということでございました。

マイナンバーカードは5年間で電子申請の更新、10年でカードの更新、対象者が今、多数になっているという報道もあります。政府はポイント還元などの誘導策や、また保険証廃止など事実上の強制でカードを国民全体に持たせようとしてきましたが、やはりそれは100%にまではいかないということだと思います。便利どころか国民にも基礎自治体にも混乱と負担を広げていると思います。職員の皆さんも、肉体的にも精神的にも大変疲弊されているというふうに思います。

更新の手續に対しては丁寧に対応していただいて、マイナンバーカードは強制ではないということもしっかりと伝えていただくよう要望いたします。

政府に対して、現場から強制的な施策は止めるようにということもしっかりと伝えていただきたいと思います。

質問番号9番です。

スポーツ振興事業の中から地区市民体育祭の予算はなくなりまし

たけれども、これまで地区市民体育祭のサポート、いろいろとしていただいていたと思います。その経験を自治振興課とも共有をして、自治振興課に窓口が移ったから終わりではなく、市民が活発な地域活動を検証・発展できるように、課を越えて協力していただくように、ぜひともお願いしたいと思います。要望です。

質問番号10番です。

戦没者慰霊事業についてです。

42万7,000円の減額は祭壇の使用の見直しということでございました。先日、摂津市遺族会から会を解散するというお知らせがありました。

市として、今後の戦没者追悼式を継続していかれるのか、お問い合わせしたいと思います。

質問番号11番です。

地域福祉計画推進事業です。

新たな会計年度任用職員の人件費はCSWということで、重層的支援体制整備事業における地域支援CSWの配置ということでございました。

その具体的な業務内容がどのようなものなのか、お尋ねしたいと思います。

質問番号12番です。成人健康診査事業、保健福祉課です。

甲状腺ホルモンの検診はできませんというお答えだったんですけども、ぜひ検診項目に加えていただきたいと思います。

皆さんは非常に不安をお持ちです。先日の代表質問で精巣がんや腎がんなどの罹患率について、大阪国際がんセンターに分析を依頼し大阪府全体と比較した結果、摂津市に

特異的な状況は見られず、その内容をホームページに掲載したという御答弁がありました。

これについて2025年第4回定例会で保健福祉部長から、本市における精巣がんや腎がんとPFOAとの関連を示したものではないと、PFOSと関連して載せてるわけじゃなくて、摂津市の実態として掲載しているという御答弁があったと思いますけれども、そのことに対して、変わりがないのか、再度、お伺いしたいと思います。

質問番号13番です。

社会福祉法人介護特例補助事業、何度も言ってますけれども、介護保険唯一の介護保険利用料減免というところでございます。

大阪社会保障推進協議会の資料によりますと、2025年3月末のデータでございますが、吹田市では73件、豊中市は65件、高槻市が44件、茨木市は28件、池田市が14件、箕面市は摂津市よりも少なく3件ですけれども、他市でも利用が広がっていると思いますので、利用の対象者はたくさんいらっしゃると思うんですね。経済的な理由で介護サービスの利用を控えると、重症化が進んでしまいかねない問題ですので、ぜひこの周知について頑張ってくださいと思います。これは要望としておきます。

質問番号14番、高齢者日常生活支援事業です。5万円の家賃補助の上限引上げについて、何遍も要望してまいりました。公営住宅も含めて平均額を出しておられますけど、やはり府営住宅、市営住宅はほかのところと比べて非常に低いです。そこ

にみんな入れたらいいですけども、もちろん全員入れるわけじゃない、抽選で何遍も何遍も申し込んでものに外れたと言ってはる方もたくさんいらっしゃる中ですから、ぜひ今、家賃が高騰して値上がりになったとか、古いお家が建て替えになって、次に行くところを探したら安い値段のところがないとか、いろいろ市民の皆さんも困っておられますので、ぜひともこの物価高の折、家賃の上限の引上げ、支給額についても御検討をいただきたいと思います。

家賃の質問はこれで終わるんですけども、加齢性難聴補聴器購入補助金についてですが、これも高齢者の日常生活にとって非常に重要なものだと思いますけれども、令和7年第3回本会議において、市民から請願が提出され、全会一致で可決をしました。

これは本当に重く受け止めてもらわなければ非常に困ります。やはり市民からの願い、そして市議会からの願いが今、市に託されているわけです。この制度の意義は認識されていると思っているんですけども、これまでどのような取組をされてきたのかを伺いたいと思います。

質問番号15番、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業の緊急通報装置です。

周知もいろいろしていただきました。600人はまだ先ですけども、利用が増えてきたことについては評価をしたいと思ってます。やはり命を守る制度ですので、もっとしっかり周知をしてぜひお願いしたいと思います。これは、敬老祝金を

廃止したシフト先とされたものですけれども、言っていた金額に達しておりません。さらにこの事業の拡大自体が医療や介護の軽減につながるという制度です。

ビルドアンドスクラップとかシフトとか、そういう考え方自体が私は間違ってると思ってます。高齢者の皆さんを支える制度というのは、それはやはり介護の重症化予防であったりいきいきと元気に社会に参加していただける期間を長く持っていていただくということで、市にとっても先行投資といいますか、こういうことにしっかりお金を使うことが結局、医療費や介護費用の削減をすることに最終的にはつながっていくということになると思いますので、ぜひこれからも高齢者の日常生活を支援して、元気で長生きしていただくために、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

続きまして、質問番号16番です。

ひとり暮らし高齢者等安全対策事業のライフサポーターの業務内容等について教えていただきました。

75歳のときにはライフサポーターが回ってきていただいているというのは私もお聞きしています。皆さん非常にそうやって気にかけていただくのはうれしいとおっしゃっています。そのときに一人暮らしだった方は、その後も定期的にライフサポーターが来てくれて、自分がいてないときでも、少しお手紙を入れてもらったりいろいろしていると聞いております。安否確認にもつながっていると思います。

ただ、この頃高齢化ということで皆さん75歳だとまだ一人暮らしになっておられない、ちゃんと御夫婦そろっておられるというところが多いんです。

ところが、いつまでもそうではないわけで、やはりその後一人暮らしになられるという場合が非常に多いと思っております。

そうなって一人暮らしになると、今度は自ら手を挙げないとライフサポーターに回って来ていただくことができないと聞いてます。

80歳以上など訪問対象を増やすべきではないのかと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

質問番号17番です。

介護予防・ふれあい事業です。

子供が増えているというのは非常にうれしい話ですね。町の銭湯が、本当になくなってしまって摂津市にはもう1件しかございません。他市でも銭湯がどんどん減少してなかなか銭湯に行けないという方々がたくさんいらっしゃいます。ぜひふれあい入浴や高齢者交流入浴、これ両方とも事業の周知と、それから実施日数や実施施設などの拡充をお願いしたいと思います。また、「やっているのは聞いてもそんなに遠いところまで行かれへんねん」とおっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。バスの改善の話も今、摂津市で取り組んでおられますので、ぜひ足の確保というのでも御相談いただきながら考えていっていただきたいと思います。「銭湯に行かなくてもお家にちゃんとお風呂があるやん」という話がよく出るんですけ

れども、今、高齢者の中でお家のお風呂じゃなくて銭湯にわざわざ行くという方もいらっしゃいます。以前にも委員会で話しましたがけれども、「家で一人でお風呂に入ったら何が起こるか分からへん。お風呂屋さんの中でとか、みんながいてるところでやったら、何かあったときの対応もしてもらえよう」という御意見もありました。男性の方って、一人暮らしになるとなかなか外に出て、ほかの方と一緒に話すととか、つどい場があるから来てくださいと言ってもなかなか来ないんですけれども、銭湯だと行かれるとお聞きします。そこで少しいろいろお話ししたりとか、そういうこともされるということで、やはり高齢者の皆さんのいきいきと元気な生活を支えるという意味でも非常に重要な面だと思います。

市内唯一の銭湯です。大変な物価高騰の中ですので、高齢介護課だけでなく公衆衛生の面からも、そしてまた産業振興の面からも、ぜひこの施設を支えていていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

質問番号18番、共同生活援助事業、グループホームのことでございます。

現在、グループホームというのは、摂津市内にどれぐらいあるのでしょうか。

またグループホームに入所されている市民の人数、これについても教えていただきたいと思います。

質問番号19番です。

全国手話言語市区長会というのに新たに入って情報交換などもし

ていきたいというお話でございました。市主催の講演会で手話通訳をつけられるということもあると思うんですけども、聴覚障害の方に対してこういう通訳の方を見つけていくなど、いろいろな形で障害福祉課として何か取組を行っておられるのかについて、伺いたいと思います。

質問番号20番です。

生活保護事業で、いのちのとりで裁判の判決にそれが基づいた在り方なのかというところでは、必ずしも全国の皆さんからは「これでよかったとはなっていないと私は聞いておりますが、それでも何かしらの対応を政府が行うということは、これは一歩前進であると捉えております。

原告の方が摂津市に実際、おられたんですけれども、お亡くなりになりましたので、今は市内に原告の方はいらっしゃらないということでございます。

それでは、それ以外の方については、今、支給をしていくんだというお話でございましたけれども、どういう支給になるのか具体的に教えていただけたらなと思います。

モデルケースとして、単身の方、それから母子世帯、高齢御夫婦、こういう3つのモデルケースについて、どのようになるのかが分かれば、教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

質問番号21番です。

環境測定・調査事業、地盤沈下1級水準測量です。

令和6年度のものが今は最新で、これから新しいのがまた出てくる

ということでございますね、注目していきたいと思っております。

J R 東海の地下水くみ上げ量について、摂津市は裁判もしたわけですが、1年間で最大のくみ上げ量は27万トンということでございます。これは裁判の結果、くみ上げ量を1日ここまでとしっかり決めさせることができたので、1年間の全部最大限までくみ上げられたとしても27万トン以上のくみ上げは行えないと今なっています。

J R のホームページでも状況をアップされています。この日は全部くみ上げ量最大まで行きましたとか、この日は行ってませんみたいなものが見えるようにホームページで出しておられます。

ところが、ダイキン工業の新規の井戸の申請は年間で34万トンの計画を出されていますが、これを摂津市はお認めになっています。

周辺地域の皆さんは地盤沈下について大変心配をされています。大量の地下水くみ上げを認めたという責任は、摂津市にあるわけです。条例にある市長が認めるときということで認められた。本来は地下水くみ上げはしてはいけないことですが、特別に認められた。

この責任からすると、せめてくみ上げ量を随時、報告させてください。1年間たってからではなくて、やはり毎回、毎回「今、これだけですよ」と。

この前の、私の一般質問については、そこまでの量をくみ上げておられないようですというお話も聞きましたが、やはり市民の皆さんが分かる形でやっていただくというこ

とが重要だと思います。

随時くみ上げ量を報告をさせるということが必要ではないかと思いますが、そのことについて、お考えをお聞かせください。

質問番号22番、ごみ収集処理事業でございます。

やはり、やさしい日本語ではなかなか伝わらないと思います。

市民課の方にもお聞きしましたけども、実際に窓口にいらっしゃるので、ポケトークとかスマホで外国人の方とやり取りをしますというお話を聞いたんですけど、ごみの収集は顔を合わせない。先ほどの答弁のようにお問合せ連絡が環境業務課に入ればいいですけど、そうでなかったら顔を合わせないということになるので、やさしい日本語だけでは、少しフォローが足りないのではないのかなと思うんですけども、今後どういうふうにされるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

質問番号23番です。

ごみの収集処理事業です。

茨木市との広域処理の負担金、計算方式についても教えてもらいました。

薬品類と燃料費が減になっているというお話で今回は減額でスタートということでした。何か不思議な感じがするんですけども、ごみが減量されていることがそういうことに影響しているのかなと思うんですけども、これから燃料費高騰ということも言われていますので非常に心配が広がります。

以前は当初予算のときに、茨木市との額が違うという問題もありました。現在はそのようなことはない

と思いますけれども、これからもしっかりと茨木市とコミュニケーションを取っていただいて、議会にもきちんとその状況を都度、説明をしていただきますよう要望いたします。

質問番号24番です。

農業委員会運営事業です。

農業委員は農地を守るという仕事をされているということでございます。

農業委員の方からPFOAの影響について心配しているという御意見をお聞きしております。

3月4日の代表質問が行われた答弁で、農林水産省の農畜産物の実態調査を引いて御答弁をされておられました。

この2024年度の実態調査、農林水産省のホームページでも紹介されています。摂津市のホームページからもここにアクセスができるようになっています。食品中のPFASのQ&Aというページもございます。

ここで、PFASに関し「国内で流通している食品を食べても大丈夫ですか」という問いがあるんですけども、この農林水産省の答えというのはどういう形になっているのか、御紹介ください。

質問番号25番です。

中小企業金融対策事業です。

コロナ融資を国が行っていたときには利用が落ち込んだということでしたが、その後、回復しコロナ前に近づいているという昨年の御答弁でした。

しかし、また今は少し伸び悩んでいるのかという気がいたします。日

本共産党の代表質問でも紹介しましたが、大変な物価高騰で中小企業の倒産・廃業が今、広がっています。

そういう中で、融資を受ける体力も、なくなっている状況ではないかと思えます。ぜひ府内トップクラスの摂津市の融資制度ですので、これをしっかり周知して、利用促進も図っていただきたいと思えます。大変な中小業者の営業実態をしっかりとつかんでいただいて、寄り添った対応をお願いして、この質問は要望としておきます。

質問番号26番です。

創業支援事業です。

私はこの創業支援の制度、特に店舗を借りるところに対しての家賃補助なんかは非常にすばらしい制度だと思っております。

最初は、創業の人だけで、これから始める人だけなんやと言ってきましたけれども、創業してから5年内の方が受けられるということ、それも努力していただいたと思っています。

実績は少ないんですけども、受けられた方は大変喜ばれたというお声も実際に聞いております。ぜひ実績を増やしてほしいと思っています。

物価高の中ですので、創業から5年だけと言わずに5年以上営業しているところにも家賃補助の制度を拡充していただき、これは創業支援とは違ってきますけれども、新たに、ぜひつくってほしいと思えます。また、飲食店だけではなくて、ほかの業種にも広げていただきたいと要望します。

また家賃補助だけではなくて固

定費、それから住宅店舗リフォーム助成制度についても、ぜひしっかりと支えていただきますよう要望とします。

最後に、質問番号27番、企業立地等促進事業でございます。

毎回、聞いているわけですけど、大企業と中小企業の割合は、大体8割から9割が大企業というのが定着してきております。中小企業の利用といっても十数社だということも定着をしてきているのかと思います。

今回、条例でもう少し詳しくお聞きしようと思ってるんですけど、中小企業の利用拡大のために条例の内容を変更するとおっしゃっています。

今年度の予算ではその分を見込まれているのかということについて、教えていただきたいと思います。ぜひそのことについては教えてください。よろしく願いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○光好博幸委員長 質問は全てで17件です。若干、関連質問等あったかと思いますが、その辺りは可能な範囲でお答えいただければと思います。

答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは質問番号3番、別府コミュニティセンターの稼働率を上げるためにどう考えているのかというお問い合わせでございました。

コミュニティセンターの稼働率を上げるには、やはり地域における住民や団体の多様な活動を活発化

させていくことが重要であると考えております。

別府コミュニティセンターにおきましては、オープン当初からコミセンまつりだとか各種講座など多様な催しを実施しておりますが、令和に入ってから地域との連携を強化するために、地元自治会とタイアップしてコミセンあおぞら市やハロウィンパーティーなども実施しております。

また、地域の団体の活動機会の確保とその活動を支援するため、コミュニティセンターのエントランスを利用しての事業提案も受け付けております。カフェや音楽演奏だとか絵本の読み聞かせ、こういったものにエントランスを御利用いただいております。

さらには、令和8年2月、先月ですけれども、別府コミュニティセンターでは初めての試みとして、市民活動促進と活発化のための講座を実施いたしました。

市民活動に関心はありながらも具体的な一歩を踏み出せない方々を主な対象に、「別府コミセンから始める！！楽しみ×地域活動」と題しまして、3回連続講座で行っております。

このように、地道ではありますがけれども、地域住民や団体の市民活動、地域活動を促進していくことで、コミュニティセンターがより活用され、稼働率の向上につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 坂本課長。

○坂本市民課長 それでは市民課に係ります4点の御質問に御答弁

申し上げます。

質問番号4番でございます。

BPRワーキンググループの中での市民課の役割についてでございます。

現在、庁内ワーキンググループの中で窓口職場の課が集まりまして、窓口業務フローの課題分析を行っているところでございます。

このワーキンググループの中では、各課におきましてどのような申請書類があるのか、また、ある手続においてどの部署でどのような申請書や届出書を記入していただいているのか、そしてそれらの手続にかかる時間はどれぐらいかかるのかというようなところを見える化しているところでございます。

市民課におきましては、市民の来庁が最も多く手続も多岐にわたるため、市の手続における入り口的な役割を担っていると認識をしておりますので、何をどのようにすることが利便性を高め、また業務の効率化につながるのかというところを窓口の現状を踏まえまして、業務の点検を行ってまいりたいと考えております。

質問番号5番、自衛隊についてでございます。

個別通知にしてはどうかというお問い合わせでございましたけれども、本市の名簿提供に関しましては、住民基本台帳法及び自衛隊法を根拠として実施しているものでございまして、適法に実施しているものと認識しております。

また、この法令に基づく情報提供につきまして、個別通知を義務づける規定というものは存在をしてい

ないところでございます。

ただ、本市では自衛隊への名簿提供を望まない方への配慮といたしまして、令和4年度より除外申請制度を設け、広報等を通じて広く周知をしているところでございます。

質問番号6番、戸籍振り仮名事業についてでございます。市町村で判断できないような振り仮名の届出があった場合に関しましては、管轄の法務局に対しまして、受理をしていかどうか照会をかけることとなります。市の窓口での判断基準でございますけれども、例えば、太郎と書いて、ジョージ・マイケルと読ますような名前であったり、鈴木と書いてサトウと読ますようなものにつきましては、社会を混乱させるものとして認められない方向でございます。

また、差別的であったり、卑わいであったり、反社会的な読み方に関しましては、同じく認められない方向でございます。

これらの内容が示された通達が、昨年3月に法務省より出されておりましたので、窓口受付時において、参考としているところでございます。

質問番号7番の窓口委託の現在の契約内容についてでございます。

災害時等の不可抗力につきましては、契約書内で「地震、火災、洪水、疫病、天変地異、その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により、契約の全部または一部の義務の履行が不能となった場合、可能な限り、速やかに相手方、当事者にその事象を報告する」とうたっております。

また、その不可抗力事由が継続し

ている間は免責となりまして、「不可抗力事由が相当期間継続し、契約の目的を達成することができないと判断した場合は、相手方との協議の上、本契約の全部または一部を解除できる」とうたっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 それでは、保健福祉課の御質問にお答えいたします。

質問番号10番、戦没者追悼式についての御質問でございますが、戦没者追悼式は、先の大戦で命を落とされた戦没者に対し、追悼の誠をささげるとともに、恒久平和を誓うことを目的として開催しております。

戦没者とは、戦地で戦闘に従事し、亡くなられた方々のみならず、国内での空襲や戦闘によって犠牲となった方々も含む、戦争による犠牲者全員を指すものと考えております。

そのため、このたびの遺族会の解散に伴いまして、現段階で、直ちに戦没者追悼式を終了するという予定はございません。

質問番号11番、地域支援CSWの具体的な業務についての御質問でございますが、地域支援CSWは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する専門職を想定しております。

その役割は、各関係機関の相談窓口やアウトリーチ活動を通じて把握をした要支援者と、面談等を通じて信頼関係を構築しながら、その方が必要とする支援内容を確認し、要支援者が望む社会復帰の形をしっかりと伺い、それを基に支援を進めるという役割を担ってまいります。

さらに、重層的支援体制整備事業の中の事業である、地域づくり事業で開拓された居場所や支援団体、民間事業者等と支援者をつなげ、社会活動への参加を支援してまいります。その後も、継続的なフォローを行いながら、要支援者が社会復帰を果たすまで伴走し、その過程で必要に応じた適切な支援を提供してまいりますと考えております。

質問番号12番、PFOAと大阪国際がんセンターの分析結果についての御質問でございますが、現在におきましても、国においてPFASの健康影響に関する知見の集積が進められている段階であり、まだ明らかでないことが多い状況でございます。このため市のホームページに掲載した精巣がんや腎がんの罹患状況に関する分析結果をもって、本市における精巣がんや腎がんとPFOAの関連を示すものではないと考えております。ホームページに掲載された分析や大阪国際がんセンターの見解につきましては、環境省から示された通知に基づき、本市の健康状況の現状を把握し、事実として市民に周知したものであり、現段階で12月時点での考えからの変更はございません。

以上でございます。

○光好博幸委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号14番、加齢性難聴者に対する補聴器購入助成制度についてでございます。

こちらにつきましては、補聴器相談医や認定補聴器技能者の確保といった点が課題でございまして、このような点も踏まえながら、北摂7

市3町で構成する北摂課長会の中で、加齢性難聴者に対する助成制度の考え方、また、課題や各市の今後の方向性について意見交換を行っているところでございます。

そのような中で、聞こえの問題につきましても、難聴高齢者の早期発見、適切な介入が重要と考えておられまして、自身の聴力の変化に自ら気づき、適切な受診につなげるためのセルフチェックの仕組みづくりや専門的なりハビリ支援など、コミュニケーションの円滑化という観点から、言語聴覚士などの専門職と連携した対応策を研究していく予定としております。

質問番号16番、ライフサポーターについてでございます。

こちらにつきましては、現在実施しております75歳到達者訪問を、単なる1回限りの情報提供の場ではなく、配偶者との死別など、環境が変わった際に、自ら助けを求められる関係性をあらかじめつくっておくことが重要と考えております。今後、高齢化が進展していく中、ライフサポーターによる訪問のみでは、多様なニーズや環境変化に全て対応することは困難であるとも考えておりますので、重層的支援体制整備事業の取組も通じて、効果的な対応策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 それでは、障害福祉課に係ります2点の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

1点目、現在の市内のグループホ

ームの数ですが、共同生活援助を提供する事業所については、市で把握している施設としては19施設ございます。

摂津市が援護している障害者が利用されているという人数ですが、1月の利用実績でいきますと、市内のグループホームの入所者が59人、住所地特例等での市外のグループホームの入所者が51人であります。

2点目、聴覚障害者の方に対して、障害福祉課として、こういったことに取り組んでいるかという御質問だったかと思っております。障害福祉課としましては、聴覚、言語機能、音声機能障害、その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に、手話通訳により意思疎通を支援する手話奉仕員の派遣を実施しております。

予算としては、地域生活支援事業の報償金として、予算計上をしております。

手話奉仕員の派遣の要件としては、公的機関等に届出をする場合ですとか、公的機関に相談をする場合、医療機関に受診・相談する場合などが該当してきます。

また、聴覚障害者への理解・関心を深め、手話技術の習得を通じて、聴覚障害者の自立と社会参加を支援するコミュニケーションのかけ橋となる人材である手話奉仕員を育成、普及することを目的に、手話講習会も実施しております。

以上です。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 質問番号20番、生活保護費の追加給付の具体

的な内容についてお答えさせていただきます。

追加給付の対象となる加算等につきましては、平成25年8月から平成30年9月は、居宅や入院患者等を除く母子加算、平成25年8月から令和8年3月までは、期末一時扶助や妊産婦加算などが示されております。

追加給付率につきましては、平成25年8月から平成26年3月が0.8%、平成26年4月から平成27年3月が1.6%、平成27年4月から平成30年9月の居宅等や平成27年4月から令和8年3月までの加算等につきましては、2.4%と示されております。

続きまして、平成25年8月から平成30年9月の生活扶助で、厚生労働省から示されている試算では、単身世帯で、50代や65歳の方は10万1,000円、75歳の方で9万5,000円、続きまして、母子世帯で30代の親と小学生の子供1人の母子世帯では14万6,000円、65歳の高齢夫婦世帯で15万1,000円、75歳の御夫婦で13万9,000円と示されております。

ただし、世帯人数や年齢などの構成、生活保護を受給していた期間や加算の有無などによって異なるため、それぞれの世帯については、実際に計算をしてみないと、詳細は分からない状況でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 菰原課長。

○菰原環境政策課長 環境政策課に係ります再度の御質問でございます。

井戸の採取量の報告についての御質問にお答えいたします。

当該市内化学メーカーからの井戸の採取量は、摂津市環境の保全及び創造に関する条例施行規則の規定に基づき、毎年1回、井戸使用状況報告書により報告を受けており、規則にのっとり義務を履行いただいているところでございます。

市に届きました周辺住民の地盤沈下を懸念する声については、これまでも、大阪府が主宰する神崎川水域PFOA対策連絡会議等の場を通じて、当該市内化学メーカーへお伝えしてまいりましたが、地盤沈下対策のリスクコミュニケーションの一環といたしまして、地域の不安の声に応えるためにも、採取量を当該市内化学メーカーが自主的に随時公表することを求めていますと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、質問番号22番、外国人市民への周知の件でございます。

今後ますます増加すると想定される外国人市民へのごみの分別啓発は、ごみ減量とリサイクルの推進を進める上で、重要になってくると考えております。

また、地域との関係を良好に維持するためにも、ごみを適正に分別した上での排出が欠かせません。

そのため、当面は、引き続き摂津市のごみ分別ガイドやさしい日本語版などを活用した周知・啓発を行うとともに、外国人市民からの問合せにつきましては、時間はかかると思いますが、可能な限り、丁寧か

つ分かりやすい説明に努めてまいります。

また、効率的かつ効果的な外国人市民への周知方法についても、情報収集を行いながら考えてまいります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 川西副理事。

○川西生活環境部副理事 質問番号24番、農林水産省のホームページにございますQ&Aについてお問い合わせでございます。

この農林水産省のホームページ、令和7年8月28日に、最終更新されたものでございまして、その中で、委員が尋ねられたお問い合わせがちょうど載っております。

P F A S に関し、国内で流通している食品を食べても大丈夫ですかという質問に対して、農林水産省の答えとしては、「通常の一般的な食生活では、国産の農畜水産物に含まれる P F O S 及び P F O A を心配する必要はないものの、今後、国や自治体等による実態調査の結果、P F A S 濃度が非常に高い食品の存在が明らかとなった場合は、耐容1日摂取量、T D I と比較して、個別に対応を検討していく必要があると考えます」と記載されており、市のホームページにもリンクを貼っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 質問番号27番、企業立地等促進条例の改正案におきまして、償却資産の対象を拡大したことに伴います令和8年度予算の拡大見込みについて、お答えさせていただきます。

まず、奨励措置の対象となります償却資産の取得価格の合計額を現行の3,000万円から1,000万円に引き下げる内容としております。令和7年度課税におきまして1,000万円以上3,000万円未満の償却資産の新規取得状況から、おおむね五、六十社が、新たに対象となり、金額としまして600万円程度の増加を見込んでおります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午後0時42分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

増永委員。

○増永和起委員 3回目の質問をさせていただきます。

質問番号3番、コミュニティセンター管理事業です。別府コミュニティセンターは、いろいろ御紹介いただきましたように、自治会などとも連携をして、様々な取組を行っています。今年1月には、中別府もちつき&コミセンお楽しみ会という企画に、雪のちらつく日にもかかわらず、たくさんの地域の住民の方が訪れ、餅つき大会には親子連れの長蛇の列ができました。地域住民にとって、つながりを育む大切な施設でありますけれども、稼働率が上げられないのはなぜでしょうか、使用料が高過ぎるからです。

代表質問でも取り上げましたが、料金設定が高過ぎて、市民の利用が妨げられ、活発な地域活動の拠点としての役割が果たせません。使用料、

手数料等の見直しに関する基本方針が、料金設定の基準になっているのですが、基本方針を読むと、この方針は時代の変化に即した見直しを行うためのものであると、初めの部分に書いてあります。10年前につくられたものです。定期的に見直しと書いてありますが、見直しは行われてきませんでした。

施設の稼働率については、最後のほうにしか書かれていませんけれども、それでも稼働率を向上させる努力が必要だと書かれています。高い料金設定にして、稼働率が悪い状態を別府だけではなく、味生でも繰り返すのか。利用しやすい料金設定にして稼働率を引き上げて、施設収入を上げるのか。基本方針をつくった本来の目的からも、どちらがいいかははっきりしていることです。

基本方針は、自治振興課が所管しているものではないことは、理解しています。副市長もいらっしゃることですので、意見を述べさせていただきました。

自治振興課には、協働のまちづくりを担う課として、ぜひ、別府も味生もコミュニティセンターの料金を、市民の利用しやすい金額に設定していただくことを強く要望して、この質問は終わります。

質問番号4番です。

BPRワーキンググループにおける市民課の関わり、どういうふうにしていくのかということについて、お話しをいただきました。

先ほどから何遍も申し上げているように、やはり市民との関わりが一番最初の窓口になるのが、市民課である場合が多いと思います。相談

の時間をしっかり取って、実務で効率的にというお話をよく聞くんですけど、この二つを分けて考えていないかというのが、非常に心配なところですよ。相談をする人は、相談に来てくれたらしっかり時間取りますじゃなくて、窓口で聞いたことは、非常に実務的なことだけど、その奥に何か問題があると、支援を必要だとされていると、そういうところにアンテナが張れるような体制を、このBPRワーキンググループの中でも、市民課は現場を知っておられるわけですから、ぜひ、発言をしていただき、摂津市全体に対して寄与していただきますよう要望といたしておきます。

質問番号5番です。

自衛隊の問題です。対象者全員に名簿提供の対象であることを知らせる通知、義務ではないと言いますが、やはりそれをしっかり送って、除外申請用紙も送ることで、御本人が初めて気がつく、御家族が気がつくということになると思いますので、ぜひこのことをお願いしたいと思います。

また、名簿提供をめぐっては、以前紹介したように、奈良市で当事者が裁判も起こしています。そもそも自衛隊法は、自衛隊が協力を要請することを認めているだけで、市町村の名簿提供の義務はありません。埼玉県は、今まで名簿提供していたところもあるんですけど、令和8年度から、この名簿提供を行う自治体がゼロになる見込みであるということが報道されています。これは、平和委員会というところが、粘り強く、埼玉県内の各市町村で懇談をさ

れてきた中で、一歩ずつ前進していったということでございます。ぜひ、この名簿提供を摂津市でももう辞めるということができないのか。これについてお伺いしたいと思えます。

質問番号6番です。

戸籍の振り仮名の問題です。思いを込めて付けた名前が、それまた今まで呼び習わしていた名前が、他者から否定され、違う名前に変えられるということは、大変理不尽なことだと思います。

先ほどの御紹介で、全く意味の反対のことを名前に付けてたら、それはチェックがかかるというお話でございました。私の知っている方でも、空と書いて、りくと読むお子さんが実際にいらっしゃいます。親御さんはいろんな思いを込めて、名付けたと思います。それを否定されるというのは、非常に辛いと思えますし、そんな役割をさせられる市民課の窓口の職員も、本当に大変だというふうに、私たちは思います。

以前にも指摘しましたが、戸籍改正法は、マイナンバーカードの利用促進を図るための法改定の一つです。デジタル化推進の名目で、戸籍に氏名の振り仮名を記載しようとしていますけれども、行政が一般的な読み方であるかどうかを審査することになります。氏名は、人格を象徴するものであり、尊重されなければならないのに、これは命名権の侵害に当たります。

日本共産党は、ここをもって反対をしております。市としても、ぜひ現場の声として、反対の声を上げていただけるように求めておきます。

要望とします。

質問番号7番です。

窓口業務の委託内容、災害時のことを説明いただきました。地震とか、そういう不可抗力があった場合、また、それが大きい地震で広範囲に及んだり、長期間になったりしたら、窓口業務はできませんと、委託業者から言われることもあり得るということが、よく分かりました。委託業者の下で働いておられる方には、パートの方もたくさんいらっしゃると思います。自分も被災している、家族もいる中、そういうことを放っておいて、災害対応のために出てきなさいというふうに義務化することは、民間ではできません。やはり公務員の皆さんには、その点、本当にありがたいと思っているんです。災害があったときには、自分たちも被災しながら、出てきて仕事をしていただけるということで、私たちとしては、正規の公務員の方をしっかりと増やすことが、災害に強いまちづくりという点でも、重要な問題だと思っております。

令和9年度までの委託契約ということでもございました。見直しをかけるのは、令和9年度ということになりますけれども、大きく変えるのであれば、やはり令和8年度から考えていかないといけない問題だと思いますので、ぜひそのことも含めて、この窓口業務に関して、私はもう業務委託ではなく、市民のために働いていただける公務員の皆さんをしっかりと増やしていただきたいと思えますので、これも要望としておきます。

質問番号10番です。

戦没者慰霊事業です。戦没者とは、戦地で命を落とした兵士のみではなく、国内での空襲など、戦争による犠牲者全員というお話しでございました。そのとおりだと思います。憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行った市として、戦没者への追悼と、恒久平和を誓う取組を継続・発展させていただきたいと思っております。

第二次世界大戦では、日本の侵略戦争によって、310万人以上の日本人犠牲者だけではなく、アジアで2,000万人以上の方が犠牲になりました。

被害の歴史はもちろん、加害の歴史も語り継いでこそ、二度と戦争をしないと誓った日本国憲法が守っていけると思っています。

ロシアのウクライナへの侵略、アメリカ、イスラエルのイランへの突然の軍事攻撃に対し、摂津市議会として抗議の決議を上げました。戦禍の下で、子供たちをはじめ、罪もない人々が亡くなっています。戦争に反対する世界世論の先頭に立つところこそ、平和国家日本に求められていると思っております。ぜひ、摂津市もアメリカ、イスラエルの攻撃に対して、抗議の声を上げることを強く要望いたします。

質問番号11番です。

CSW専門職の方のお話を伺いました。大変な業務内容を担っていただく役割の方だということが分かりました。私たちも、地域の方から様々な御相談いただきますが、支援が必要だと思われる場合でも、御本人や御家族がSOSを出してくれなかったり、支援の方法を紹介し

て断られどうしたらいいのかと、こちらが悩んでしまうケースが多々あります。高齢の親御さんと、壮年に差しかっておられるその子供というケースはお困りだろうと思っております。今後の心配もあるだろうと思っても、介入されることを嫌がられるケースに出くわすことがよくあります。アウトリーチといっても大変難しいと思っております。

しかし、絶対必要なお仕事だと思っています。どうか、会計年度任用職員の方だけではなくて、ほかの様々な方と連携し、粘り強く寄り添った支援が行われることを願っております。要望とします。

質問番号12番です。

成人健康診査事業についてです。

PFOAの問題なんですけれども、日曜日、味生公民館でPFOA血液検査の結果報告会というのがありまして、そこに行ってきたわけなんですけれども、小泉昭夫京都大学名誉教授が参加をされておっしゃっていました。疫学調査で重要なことは、検出力だということです。たくさんの方の検査結果を基にしなければ、正確な判断を下すことはできないということです。血液検査も行わず、人口の少ない摂津市の、さらに症例の少ない精巣がんや腎がんの罹患率で、PFOA被害が出ているかいないかなど、論じられるものではありません。

しかし、一津屋地域の皆さんをはじめ、血液濃度の高い方は、自身の健康影響を非常に心配しておられます。せめて、甲状腺ホルモンの検査や腎がん等に関わる腹部エコーの検査、こういったものを市の検診

に加えていただくことを強く要望いたしておきます。

また、精巣がん、腎がんの罹患率に、特異な状況はないとのことでしたが、同じくPFOAの影響があると言われる心筋梗塞で亡くなる方は、大阪府下でも摂津市は1、2位を争う多さです。この健康課題についても、現状や取組など、情報発信を行うように求めておきます。

内閣府食品安全委員会の評価は、現時点においては知見が少なく、PFOA等の健康影響は分からないとの見解ですが、実は、この評価自体が現在問題になっています。最新の人を対象とした疫学研究を外し、古い動物実験による結果を基に耐容1日摂取量、TDIを決めましたが、アメリカの220から666倍、ヨーロッパの64倍以上の緩さだと言われています。外された研究の中に、イタリアヴェネト州のPFAS製造会社周辺の調査がありました。州と政府が公費で約10万人を対象に行った疫学調査です。様々な被害を浮かび上がらせました。

その一つが、昨年の委員会でも御紹介したヴェネト州で心筋梗塞はじめ、心疾患で亡くなる方の多さです。イタリアでは、このPFAS製造会社であるミテニ社の責任を問う裁判で、損害賠償だけでなく、役員の実刑判決まで言い渡されました。

イタリア政府と日本政府の姿勢の違いがはっきりと表れています。公害に対しては、予防を原則で臨まなければなりません。被害が多い、隠せなくなっただけでは遅いです。ぜひ、積極的な対応を求めて、摂津

市が行っていただくこと強く求めて、この質問は要望といたします。

質問番号14番です。

高齢介護課の補聴器の問題です。補聴器を活用する人の移動が認知症や介護の需要を抑えることにつながります。高額な補聴器を買えない方が多いです。最初からすばらしい100点満点の制度じゃなくても、まずは、助成制度をスタートをさせるということが大事だと思っています。どうか、早期に実施していただきますように、これは要望としておきます。

質問番号16番です。

ライフサポーターの制度でございます。ライフサポーターは5人体制ということでした。大変重要なお仕事ですが、少ない人数で、本当に大変だと思っています。また、人数も増やして、それから重層的な支援ということでございますので、課を超えての連携も行いながら、市民をしっかりと支えていただきますことを要望して、この質問は終わります。

質問番号18番、共同生活援助事業、グループホームです。

摂津市内に19施設あるということで、利用されておられる方も、市内の方が59人、市外でも51人、摂津市民が利用されているということでした。私たちよく分かっていないけれども、結構利用されているんだと思いました。今までは親御さんの下で過ごしておられた方々が親御さんが亡くなった後のことをどうしていくのかという問題は本当にこれからの重大な問題になってくると思うんですけど、今後市と

してどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

質問番号19番です。

障害者理解促進研修・啓発事業です。手話通訳の派遣であるとか、育成に取り組んでおられるとのことでした。1月に行われた二十歳のつどいで、手話通訳をつけておられました。その場に手話通訳が必要な人がいるとかいないとか調べてからではなくて、当たり前のこととしてなされているんだと感じました。手話を必要とされる人が、社会にいらんだということを私たちにも認識させてくれる取組だと思いました。

手話言語条例というものがございます。摂津市はまだつくっておりませんが、この手話言語条例は、障害者基本法に、手話は言語であると明確に規定されているにもかかわらず、その認識が普及しないというところから、全国に制定が広がっています。聴覚障害に限らず、視覚や、ほかにもいろんな障害があると思うんですけれども、ノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現に、摂津市としてもこれからもぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望といたします。

質問番号20番です。

生活保護事業です。モデルケースのお話を伺いました。一人一人それぞれによって、またこのとおりじゃないことになるんだらうと思います。ですので、非常に計算も難しく複雑なことだとは思いますが、できるだけ速やかな、そして、正確な対応を求めておきたいと思えます。

違法判決が出た基準より、現在の基準はさらに引き下げられています。その後にもう一度、安倍政権の下で、引下げがございました。その上に、今、物価高騰です。ぜひ、国に基準の引上げをしっかりと行うように求めていると思います。また、生活保護も含めた低所得の方へのエアコンの修理、設置、電気代補助、こういうものについて、ぜひ市として検討いただきたいと思います。要望しておきます。

危険な暑さ、命に関わる暑さこの頃は言われております。夏はもうすぐ来ます。早急に、市民の命を守る事業を摂津市全体で考えていただくように要望して、この質問も終わります。

質問番号21番です。

環境測定の方でございますけれども、水量、水準測量地点、これをぜひ一津屋にもつくってほしいです。地盤沈下を心配される地域の皆さんからは、そういう声が上がっています。今、JRの一級水準測量の地点に一津屋は入っていないと思います。少し調べてみましたところ、摂津市の公害という冊子が、以前は出ておりました。平成2年度版を見てみますと、地盤沈下の推移というページがあるんですけれども、そこで水準測量をしている地点が、13か所あります。その中の一つに、府営味生一津屋団地、一津屋一丁目というところが載っています。最後に測ったのは、昭和61年だと思えますけれども、昭和39年からの累計値で、この時点では、マイナス30.75という数字が上がっています。ほかのところも累計値が上がっ

ているわけですがけれども、一津屋地域でも、こういうところがあったんじゃないのかと、ここは今はもうどうなっているのかと、ここでもう一回測れるんじゃないかという声も、地域の皆さんからいただいているんですけれども、そういうことができないのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

そして、公害調停を口実にダイキン工業が情報を出さないということ、代表質問のところでお伝えしたわけです。さっきの地下水のくみ上げも、随時、報告をしてほしいということも言っていたとしても、なかなか実際に、実施をしてもらうことが難しいという状況になっていると思うんですけれども、この間、PFOAのことではありませんけれども、ダイキン工業の近隣自治会のほうから、ダイキン工業と話合いがしたいと、地盤汚染や土壌汚染の問題でいろいろ心配なことがあるから、話合いをしてほしいということで、お手紙を出されているんです。

ところが、公害調停があるから、できませんという返事がきたということなんです。再度、公害調停は自治会がやっているわけではないので、自治会とちゃんと話し合ってくださいと言いました。しかも、PFOAの話ではありませんと言っているんだけど、また、そのお手紙に対して返事が返ってきたそうです。その返事は、公害調停なのでできませんと言っております。

しかも、公害調停はまだ始まっていないんです。ダイキン工業に呼出しが行ってるかどうかはまだ分からない。あくまで、申請人が申請書

を出して、申請人の意見は、大阪府の公害審査会に届いた。ここまでははっきりしているんですけど、まだダイキン工業のところまで行ってないのではないかと、公害審査会で、どうしようかという話をして、ここからダイキン工業に出てきてくださいとか、こういうのが来ていますよというのが行くのではないかと、まだそのような段階なのに、本当にひどい話だと、私は思います。リスクコミュニケーションの観点から、市民に対して、しっかりと説明責任を果たしてくださいと、これまでも摂津市は言っていたかと思いますが、しっかりと強く、このことについても言っていたかと思いますが、それについてどう思われるか、この二つの点、お聞きしたいと思います。

質問番号22番です。

ごみの収集処理の問題、外国人のやさしい日本語版でいいのかという問題ですが、ぜひ、外国語によるしおり作成などをお願いしたいと思います。

昨年的一般質問では、話が少し異なりますが収集委託料が高額になっているという指摘もしています。このことについても、退職者不補充ではもうやっていけないと思いますので、正規職員を雇用することも、これは付け足しのようで申し訳ありませんが、中身は本気でしっかりと願っておりますので、ぜひ御検討よろしくお願ひしたいと思います。要望いたします。

質問番号24番でございます。

農業委員会運営事業です。先ほど、御紹介いただいたように、農林水産

省の調査の内容で本当に大丈夫ですかという問いがあって、それに対しては、通常の一般的な食生活をしている中では、心配することはないよと答えがありました。

ただ、もう一つ、P F A S の値が高いものについては、個別の対応をしないといけないということも書いてあったということでございます。

今回の代表質問答弁では、通常の一般的な食生活は大丈夫である、ここのところだけを言われたと思うんです。でも、本当にそれでいいんでしょうか。私、同じく農林水産省のホームページに掲載されています令和6年度国産畜産物のP F A S 実態調査の結果についてという文書も見させていただきましたら、食品のサンプリングの方法が書いてございました。それを見ますと、卸売・小売の実店舗または通信販売で購入したと書いてあるんです。つまり、普通のお買物で手に入れる方法で、調達をして、その食品を調べたものです。通常の一般的な食生活のための実態調査ですから、そういうふうにやっていますと言うんです。これ今、全国一地下水から高濃度のP F O A が検出をされているこの摂津市で、自分の畑で農作物作って食べてきた市民の皆さんの不安に応えたことになるんでしょうか。

しかも、今回の調査した14品目と言われてはいますが、野菜はバレイショ、キャベツ、トマトのみです。しかも、今回、水をたくさん含んでいると言われるナスなど、心配されている野菜なんかは、この中

には入っていません。

市は、代表質問の御答弁で紹介されませんでしたけれども、農林水産省の一般的な食生活と違うケース、国や自治体等による実態調査の結果、P F A S 濃度が非常に高い食品の存在が明らかになった場合は、個別に対応を検討していく必要がある、こういうふうに述べている農林水産省のページなんですけれども、一般的なことを言って、市民の不安に応えず、ごまかすのではなく、きちんと調査をすべきだと思います。

実は、農林水産省は、これを書いているだけじゃなくて、その調査費用についても支援するということが書かれていたと思うんですけども、その部分を御紹介いただきたいと思います。

では、最後の質問になります。

質問番号27番の企業立地等促進事業でございます。立地奨励金、今回の予算の中にも新しい部分を組み込んでいるということでございました。

産業振興に寄与するというのが、この立地奨励金を受けた企業に求められているということになっているわけですけれども、どのように寄与しているのかということを検証し、市民に公開することも、ぜひ求めたいと思います。

大企業に対して、賃金の引上げ、下請単価引上げなどもぜひ申入れをすべきです。記録的な物価高騰で、中小企業が危機に陥っています。大企業ではなく、中小企業への支援こそ、大きく予算を取らなければならないと思っています。

家賃・光熱費など、先ほども言っ

ておりましたけれども、固定費補助や住宅店舗リフォーム助成の制度などを、強く要望して、この質問を終わり、私の3回目の質問を終わります。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

坂本課長。

○坂本市民課長 市民課に関します御質問に御答弁申し上げます。

質問番号5番の自衛隊についてでございます。

自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、必要であると認められるときは、市町村長に対しまして必要な報告または資料の提出を求められることができると規定をされております。また、令和3年2月には、総務省と防衛省の連名で通知が発出されておまして、その内容といたしましては、募集対象者情報を紙媒体で提供することについて、住民基本台帳法上差し支えないという見解が示されております。

このことから、自衛隊への名簿提供につきましては、適正な提供であり、規定の範囲であると捉えております。

また、繰り返しの御答弁にはなりますけれども、除外申請制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 障害福祉課に係ります3回目の御質問にお答えさせていただきます。

グループホームの件ですが、施設や精神科病院に入所・入院している障害者が、可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を送れるように、

国は、施設から地域へという方針の下、2026年度からは、地域移行の意向確認を施設に義務づけるなど、支援体制を強化しています。

本市の障害福祉計画においても、福祉施設の入所者の地域移行の目標値を定めております。

一人暮らしや共同生活により、施設・病院から地域生活への移行や親元を離れ、自立生活を目指す障害のある人に対し、地域において様々な居住の場の提供と、グループホームの充実が必要になると考えております。

また、今、委員がおっしゃられたように、障害者本人や親御さんの高齢化、親亡き後に伴う対応として、グループホームの需要は、今後ますます高まると考えており、状況を注視しながら、この制度も含め、必要な対応について検討してまいります。

以上です。

○光好博幸委員長 菰原課長。

○菰原環境政策課長 増永議員の再度御質問の2点についてお答えさせていただきます。

1点目、一津屋地域の水準測量をできないかというお問い合わせについてでございますけれども、先ほどの委員から紹介がありました図書には、大阪府が府域における地盤沈下の状況を把握するため、阪神地区地盤沈下調査広域水準測量の一環として、実施していたと記録されております。

そちらは、昭和61年度まで実施されておりましたが、数値を見ると、その数年前までの結果では、環境省の見解の注意を要する1年間で2

センチを超える沈降は見られていなかったようではございますが、現在この地域においては、地盤沈下を懸念する声があるというのは、我々も把握しております。

本市としましては、現在面的かつ高い空間、分解能で地表の変動を捉えることができる国土地理院の干渉SARの時系列解析データが公表されており、市のホームページでも、その辺りは地域全体として公表しております。今後の地盤変動はあり得る話でございますので、監視をしてみたいと考えております。

2点目、当該市内化学メーカーのリスクコミュニケーションの点でございます。

公害紛争処理制度上の調停につきましては、報道等で知る限りで、どのような制約があるのかというのは、なかなか存じ上げない部分ではございますけども、公害紛争処理法では、第37条で手続は非公開と規定されておりますが、それに抵触しない部分につきましては、やはり事業活動で不安の声があれば、真摯に対応していただきたいところでございます。その声は届けながら、リスクコミュニケーションの促進というのは、これまでもPFOA会議では求めていた部分でございますので、継続してみたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 川西副理事。

○川西生活環境部副理事 質問番号24番でございます。

委員お問いの個別に実態調査すべきではないか、国で費用の支援もあるということではございますが、こ

のPFAS調査のために、国が都道府県等に向けた交付金があることは存じ上げております。

しかしながら、農作物に係りますPFASの分析方法は、国際的に標準化された分析方法が存在せず、国内において、穀類及び葉茎類を対象とした標準作業手順書があるにとどまり、まだ公定法には至っていない段階でございます。

この段階で、農作物を測定いたしましても、安全性は判断し難い状態でございます。今現在、農林水産省が様々な研究を進めているところであり、その結果、法定法が示され、また農作物ごとの基準が示されましたら、安全性の判定も可能になるかと思っております。その際は、大阪府とも協議しながら、交付金の活用を検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、4回目の質問です。

まず、質問番号5番です。自衛隊の問題です。

安倍政権のときに、内閣府で問題ないという閣議決定をしたのは、私も知っておりますけれども、それでいいのかということです。憲法13条に基づく、自己情報コントロール権の侵害である名簿提供は、やめるよう強く求めておきます。

アメリカの攻撃で、ホルムズ海峡が実質的封鎖状態と報道されています。集団的自衛権が行使されれば、自衛隊が戦場に行かされるかもし

れません。そのようなことは、絶対させてはなりません。若者を戦場に送ることにつながりかねない自衛隊への名簿提供、これはきっぱりやめるべきだと、重ねて要望して、この質問は終わります。

質問番号18番の共同生活援助事業です。

今、グループホームに入っておられる方も、地域移行ということが言われているとのことでした。

地域移行をさっとできるかという、なかなか難しい話だと思います。しかし、障害のある方が安心して過ごせる、日常を過ごせる、そして、また地域は地域で一緒に協働して、共生していけるような方向に、ぜひこれからも取り組んでいただきますように要望して、この質問を終わります。

質問番号21番です。

一津屋地域に水準測量地点があったということは、見ていただいたと思います。そういうところが一津屋にはないんだと思っていただけれども、こういうところがあったんや、もう一回そこで測ってくれたらいいのにといい声も市民の皆さんから上がっています。今そこが一体どうなっているのか、これからそれを活用することができるのかも含めて、ぜひ御検討いただきたいと思います。やっぱり空から見て、解析するよりも、すぐ身近に、そういう測量地点があって、その数字が分かるというのは、地元の皆さんにとっては安心感にもつながると思うので、ぜひお願いしておきたいと思います。

公害調停の中で、一番に求めている

のが情報公開なんです。ぜひ、リスクコミュニケーションをしっかりと図って、住民・市民の皆さんに説明をし、対話もしていくことを、市からもダイキン工業に強く求めていただきたいと思います。

大阪府と摂津市と、それからダイキン工業の三社の懇談、いつもやっておりましたが、最近は行われていません。11月に測量をしたけれども、その後されていないということですから、その開催も含めて、ぜひお願いしたいと思います。要望としておきます。

質問番号24番です。

先ほど御紹介いただいた農林水産省が出しているQ&AのPFASについての食料品の問題です。そこに、都道府県等の地方自治体が、農産物等のPFASの実態調査のための調査を実施する場合、令和7年度から国において必要な経費の定額4分の3以内を支援していますと書かれているんです。調査の仕方が分からないとおっしゃいましたが、農林水産省はもう調査はされており、代表質問に対して報告しています。

国として決まった調査はありません。しかし、農林水産省がやっている調査を追ってやればいい。だからこそ、交付金までいただけるわけですから、調査のやり方が決まっていなから、何もできないみたいな言い方をしないで、しっかりとやっていただきたいと思います。

先ほど、御紹介した味生公民館の血液検査の結果ですが、ダイキン工業に近いほど、高齢であるほど、数値が高いということでした。また、

アメリカで健康リスクが高まるといわれる20ナノグラムパーミリリットル以上の方、PFOAだけでこの基準を超える方が、血液検査を受けられた一津屋の方の中にたくさんいらっしゃいました。その方々は、1人を除いて、全員が地元産の農作物を食べており、農作物食べるのをやめると、血液濃度が少し下がることも分かってきています。下がったと言っても、一般的な国民の血液濃度からすると非常に高い状態です。大変なことであることには変わりないんですけども、そういう結果が出ています。

農林水産省の一般的な食生活の結果を示すだけで、こういう方々の不安に対応していると思われるのかお答えいただきたいです。それから本気で市民の不安に答えて、風評被害をなくすためには、農林水産省もお金出すと言っているんですから、摂津市で農作物の実態調査を実施すべきではないでしょうか。この二つ、副市長にお答えいただきたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

吉田部長。

○吉田生活環境部長 今、御質問していただいているのは、農産物の加工食品の安全向上の措置の検証というような、国が示している、農林水産省が示している事業とは思いますが、まず、前提といたしまして、国、府、市という役割分担が本来あるのかと考えております。現状で言いますと、このPFOA、PFOSの問題に関しましては、国が、交付金という形で、レギュラトリーサイ

エンス事業を、農作物に関して、30品目をピックアップして、5年間かけて、今ちょうどやっている状況ということで、協力していただくところが少ないということもありますが、今、研究を進めている段階ということでございます。そういう段階をしっかりと見極めた上で、進めていくべきではないかという趣旨で、答弁させていただいたということでございます。その上で、市としての考え方が出てくるのではないのかなということを追加させていただきたいと思います。

○光好博幸委員長 山本副市長。

○山本副市長 PFOAのことを総括的にということでございます。

先ほど、吉田部長からも話がありましたように、PFOAの件につきましては、国がすべきこと、都道府県がすべきこと、市町村がすべきこと、それぞれ役割について国が決めておられます。その中で、国は自ら知見を集めて、このPFOAに対するいろんな影響について調べていくとおっしゃっておられます。

我々とすれば、今ある情報を、住民の皆様、市民の皆様に間違いなく届けることが、リスクマネジメントであると思っております。

本来は、健康に対して影響がないということ、国が知見を集めて発表していただければ、住民の皆様、市民の皆様は、非常に安心すると思うんですけど、その発表がない中で、いろんな不安を持っておられるということは感じております。

ですから、今、国や大阪府が持つておられる情報を我々にはできる限り、我々の中で分析し、大阪府に協

力をいただきながら、情報を分析して公開できるところは公開する姿勢で取り組んでいるところでございます。

それと、やはり市長をはじめ、国にいろいろ直接要望にも行かせていただいております。早く市民の皆様、住民の皆様の不安を解消するために、国において、いろいろ分析等々を早く進めていただきたいと、今後とも要望してまいりたいです。また、今、委員が御指摘された企業におきましても、三者会議も含めたいろいろな場面で、リスクマネジメントの関係で、やはり地域の方に寄り添っていただきたいということは、今までもお願いをしておりますし、今後ともそのことは続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 2020年の6月に、毎日新聞で、摂津市から全国一の高濃度地下水が出たという報道があって、私は初めてPFOAというものを知りました。そのとき、山本副市長が、環境政策課に在籍されていたらっしゃって、そこから今もう約6年がたとうとしています、何にも変わっていないということ、もう一度お伝えしたいと思えます。

市民の皆さんは、最初は何のことか分からないだとか、風評被害を広げるなどおっしゃられていましたが、今、地元は公害調停をやろうと立ち上がっています。いつまでも国や府への要望だけでは済まないで

す。国や府が動かないのであれば、摂津市がやってこそ、市民のための行政だということを、最後をお願い申し上げます。

○光好博幸委員長 増永委員の質問は終わりました。

そのほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 質疑なしと認め、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査及び質疑を終了します。

暫時休憩します。

(午後1時31分 休憩)

(午後1時32分 再開)

○光好博幸委員長 再開いたします。

議案第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 このパートタイマー等退職金共済特別会計につきましては、これまでも加入人数や、制度の在り方など様々な質疑がございました。

その中で、2点お尋ねをさせていただきます。

この制度に加入される方は、業種的にはそんなに減っていませんが、加入される方の人数が減ってきているようなことが、これまでありました。

1点目の質問は、会員が減少傾向であることについて、どう認識されているのかでございます。

2点目の質問は、12ページ、パートタイマー等退職金共済運営委

員会委員報酬について。令和8年度当初予算では2万7,000円で、多分、委員は3人だったかと、認識をしておりますが、運営委員会でパートタイマーの制度について、現在、議論されている内容がございましたら、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、1点目の被共済者数の減少傾向について、どう認識しているかというところでございます。

ここ数年につきましては、委員御指摘のとおり、減少傾向が続いております。そのことに対しまして、これまでも、委員会で周知を拡大するようというところで、御要望をいただいております。パートタイマー等退職金共済制度に関わりますチラシを作成して、毎年行っております市のビジネスマッチングフェアで配布したりですとか、あと、事業所へのアンケート調査を実施する際に、パンフレットを同封して、周知に努めるとかいうことで、拡大はしてきております。

令和7年度につきましては、年度当初、加入26事業所の被共済者数109名ということでしたが、令和8年2月1日現在、加入事業者数は26で変わらずですけれども、被共済者数112名ということで、3名増えております。

加入事業所数につきましては増減ございませんが、2事業所が減少した中で、新しく二つの事業所が加

入していただいている結果となっております。

2点目のパートタイマー等退職金共済運営委員会で、この制度につきましの議論がされているかという件ですが、加入者数が伸びない件に関しましては、話としては出てきておりますけれども、制度自体のことに関しまして、どうあるべきだということに関しての御意見、議論は、まだ今のところは出ていない状況でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 このパートタイマー等退職金共済が悪いとか云々ではないんです。

要は、共済掛金が2,000円であるとか、元本割れしないとか、ほかの制度と比べてメリットが結構あると思いますし、通常の共済掛金だったら5,000円とか、6,000円とかいうところも多くあると思うんですけども、これがお一人1口2,000円ということなので、入りやすいというのが、メリットだと思いますので、しっかりと周知や永続性も含めて、やっていくという制度だろうと思います。建設業だとか、製造業であるとか、また運輸、通信、卸売り、飲食サービス、それから、教育関係とか、幅広く業種があると思いますので、そういう意味では、今26事業所の112名ということですが、単純に割っても、もっと増えてもいいのかなと思いますので、しっかりと継続して周知に取り組んでいただきたいと思います。

ということで、この1点目、2点目合わせて要望として、私の質問を終わりたいと思います。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

次に、増永委員。

○増永和起委員 今、村上委員のお話もありましたけれども、この制度というのは、摂津市がしっかりやっているとという安心感も、入っておられる方にはあるのではないかと思います。民間だと、会社がなくなってしまうと、加入者はどうしたらいいのかということになるわけですが、市が行ってるという安心感も売りだと思えます。

今、非常にうれしいお話を聞かせていただいたと思っているんですけど、新たに、2事業所が増えたということでございます。その2事業所というのが、どういう職種で、どういう動機が分かれば御紹介いただきたいと思えます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 今回新たに入っていた事業所なんですけど、市内の小規模な事業所でございます。従業員が1名しかいらっしゃいません。

これにつきましては、今現在、産業振興課で割引券の事業等しておりますけれども、そういった中で、小規模な事業者とコミュニケーションを取る際に、市の制度案内等をする場面がございます。摂津市の事業者の支援制度一覧である便利帳をお渡しして説明する中で、そういった制度があることを知っていた

だいて、御加入いただいたケースでございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 いろいろと努力していただいているのがすごく伝わってきます。

やっぱり知らせることによって、いい制度があると分かり、御利用いただくということが、これからもまだあると思えます。もう大分前の話ですけども、まだ私が議員になる前に、御家族で経営されている事業所がありまして、もう子供は独立して、家から出て、世帯を別にしているのですが、子供の妻にパートで来ていただいているということでした。その方に退職金を、この制度を使ってかけるということをしておられて、家族でも世帯が別だと入れるということだったと思うのですが、すごく喜んでおられて、何か少しでもできることをして、喜んでもらえてうれしいみたいな話を聞いたこともあります。そういう小規模なところほど、需要があるかもしれません。ぜひたくさん皆さんにお知らせをしていただいて、広がったらいと思っておりますので、よろしく願います。要望としておきます。

○光好博幸委員長 増永委員の質問が終わりました。

そのほか、皆さんございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時46分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第4号、議案第12号及び第27号の審査を行います。

本3件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 それでは、1問質問いたします。

予算書10ページの国民健康保険料の中の子ども・子育て支援納付金について、条例改正議案としても、先般の本会議で提案説明がございましたが、改めて、その内容を教えてください。

また、段階的に納付金が増えるともお聞きしますが、その点も併せてお伺いいたします。

○光好博幸委員長 質問1点です。畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、子ども・子育て支援納付金についての御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援納付金につきましては、国のこども未来戦略に基づき、少子化対策や子育て支援のための安定した財源を確保するため、令和6年6月12日に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、創設されたものでございます。

内容としましては、国民健康保険を含む全ての医療保険者において、保険料と合わせて、所得に応じて拠出を求める仕組みで、従来の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加えて、新たに、子ども・子育て支援納付金加わるものでございます。

賦課方式としては、介護納付金と

同様、所得割と均等割の2方式となっており、18歳未満の被保険者の均等割については、10割軽減されるものとなっております。

なお、こども家庭庁の試算では、令和10年度に国が予定する財源規模として、1兆円を予定しており、令和8年度から令和10年度までの3か年で、毎年度段階的に上昇していくことが予定されており、国民健康保険においては、令和8年度から9年度にかけて、年額で600円、令和9年度から令和10年度にかけて、年額で1,200円上昇する見込みとされております。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 御答弁ありがとうございます。制度の内容については、理解いたしました。

被保険者の皆さんの中には、まだこういった制度が始まることを知らない方も多いと思いますが、どのように周知していく予定なのか、教えてください。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 制度の周知についての御質問にお答えいたします。

広報せつつやホームページはもとより、パンフレット台への国のリーフレットの配架や窓口での御案内に加え、毎年6月の保険料決定通知の送付の際には、例年、制度概要をまとめた冊子、国保ハンドブックというものを同封してまいりまして、

子ども・子育て支援制度の内容を、そちらに掲載していく予定でございます。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 周知方法について理解いたしました。

この制度がスタートすることによって、被保険者の皆さんの御負担が一定増えることにはなりますので、全世代、全経済で、世代を超えて社会全体で子育てを支えていくという趣旨を、御理解いただくことがとても大切になってくると思います。

全国的に少子高齢化が進んでおります。私自身も、子ども子育てへの支援の以前に、まずは、結婚するために経済力をつけていく、その後で、子供を産むことを考えられるような社会をつくっていくのが行政の役割だと思っております。子供を産んだ後だけではなくて、その前の制度、結婚に未来を持ち、そして、子供を産み育てていくことに対して希望を持てるような摂津市になっていくように願っております。

その意味では、様々な場面を通じて、しっかりと周知・啓発に取り組んでいただきたいと思います。これは、要望といたします。

○光好博幸委員長 光田委員の質問は終わりました。

次に、大川委員。

○大川ゆり委員 私からは、1点質問させていただきます。

予算概要の166ページ、特定健康診査等事業費で、特定健康診査等

委託料3,757万9,000円があります。令和8年度は、令和7年度と比較して減額されておりますが、減額理由と特定健診の受診率も含めて、お教えいただきたいと思っております。お願いします。

○光好博幸委員長 質問は1点です。

答弁を求めます。

田村参事。

○田村国保年金課参事 大川委員の保健事業に関する質疑に答弁申し上げます。

特定健康診査等委託料の減額理由と受診率についてです。特定健康診査等委託料は、特定健康診査委託料と特定保健指導委託料を合わせたものとなっております。このうち減額の主な理由は、特定健康診査等委託料において、受診者数の減少を見込んだものとなっております。

特定健診の令和6年度受診率としては、法定報告値が確定し、33.1%となりました。令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく減少して以降、令和3年度から徐々に回復し、令和6年度は前年度比0.7ポイント増となり、過去最高の受診率となりました。

このように、受診率としては上昇傾向にありますが、被保険者数の減少に伴い、特定健診の対象となる40歳から74歳の被保険者数が、約700人減少の見込みとなっていることから、予算額としては、令和7年度と比較して減額となるものでございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。予算の減額については、受診率としては上昇傾向であるが、対象となる被保険者数は減少する見込みであるということで分かりました。

受診率が上昇傾向などは嬉しいことだと思います。

また、令和8年度に向けて工夫されている点などがあれば、教えていただきたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

田村参事。

○田村国保年金課参事 大川委員の2回目の質疑に答弁申し上げます。

特定健診受診率向上のために工夫している点についてです。特定健診の受診勧奨の取組としましては、広報紙や市ホームページへの掲載をはじめ、4月に対象者への受診券の一斉発送に加えて、初めての取組としては、年度途中加入者への受診券の随時発送や、4月に、市公式LINEによる健診案内の一斉送信を行う等、積極的に受診勧奨を行っております。

8月以降には、生成AIを活用して作成した4コマ漫画を使用した啓発資材を使った受診勧奨も行っております。

また、特定健診の未受診者対策としましては、保健センターへの委託を通じ、電話による受診勧奨を7月から翌年2月にかけて実施、AIとナッジ理論を活用した勧奨はがきを3回に分けて送付しております。

勧奨はがきにつきましては、過去の受診歴などのデータをAIが分

析し、グルーピングされた層にナッジ理論を活用し、受診行動に移すきっかけとなるような効果的なメッセージを、はがきで訴求する取組をしているもので、令和8年度に向けても、これらの取組を継続し、さらなる受診率の向上を図ってまいります。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。健診の受診をしやすいように、いろいろ工夫していただきまして、また、AIなどのツールを活用して、工夫されたということで、とても嬉しいことだと思います。それで受診率も上がってきているのだと思います。

また、市の保健事業の充実につながるということになりますので、ぜひとも継続して取り組んでいただくように、お願い申し上げます。

○光好博幸委員長 大川委員の質問が終わりました。

次に、中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、私から1問質問させていただきます。

概要の166ページの保健事業の若年者健康委託料があります。こういった健診なのかという概要と、令和8年度は、令和7年度から予算を若干減額されていますが、減額の理由と実績についてお伺いいたします。

○光好博幸委員長 質問1点です。答弁を求めます。

田村参事。

○田村国保年金課参事 中川委員

の保健事業に関する質疑に答弁申し上げます。

若年者健診の概要と予算減額の理由と実績についてです。若年者健診は、16歳以上40歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病の予防、早期発見及び健康の保持・増進を図るために実施するもので、特定健診と同様に、問診も含めた8個の基本項目、その他追加項目、必要に応じて詳細項目、貧血、心電図、眼底検査がございますが、これらを行います。

予算減額の理由としては、被保険者数の減少に伴い、項目ごとの想定受診人数を精査したため、令和7年度104万2,000円のところ、令和8年度は103万9,000円で、3,000円の減額となっております。

実績につきましては、令和6年度が対象者数2,825人に対して、受診者数125人で、受診率4.4%となっております。令和7年度も、令和6年度とほぼ同様の数値となる見込みでございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 現在、受診率が4.4%で、低いように感じます。

受診率向上のために考えられていることや取り組まれていることがあれば、教えていただきたいと思っております。

たしか、若者向けにはスマホを活用した事業を実施されていると思っておりますが、そちらについても教えていただければと思っております。

○光好博幸委員長 答弁を求めま

す。

田村参事。

○田村国保年金課参事 中川委員の2回目の質疑に答弁を申し上げます。

若年者健診受診率向上のために考えていることや取り組んでいることについてです。若年者健診につきましては、対象者が16歳からということで、学生の年代や働き盛りであることから、健診に優先して時間を割くことが難しく、健診についての優先度が低いことや学校や職場で健診機会があるため、あえて、市の健診を受診しないこと等から、全体的に受診率が低いというところがございます。

まずは、自分の健康状態を知り、健診の大切さを再認識してもらう必要があると考えています。

若年者健診の受診勧奨としては、30代以上の被保険者に対して、はがきを送付しておりまして、令和7年度もコール、リコールの重複効果を狙って、4月頃と10月頃に2回の勧奨を行っております。

委員がおっしゃるとおり、スマホを活用した事業も実施しておりまして、委託事業者の変更により、スマホd eドックという名称が、デメカルという名称に変更となっておりますが、送付型自己採血キットを使用した若年者向けセルフ健康チェックサービスを、平成29年度から実施しております。

こちらは、指先から僅かな血液を採取して郵送するだけで、一般的な健診に近い検査が受けられ、検査の申込みから結果確認までスマホで行えることから、お忙しい方でも手

軽に御利用いただけ、若年者健診につながるものと考えております。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。これからも様々な手法を用いて、受診機会の確保に努めていただきたいと思います。

やはり、若い世代から生活習慣病の予防、早期発見及び健康の保持・増進に努めることが、健康寿命の延伸につながり、人生100年時代を健やかに過ごせるようになるのかと思います。

市民一人一人が健康で、充実した日常生活を長きにわたって送ることができるよう、若年者の保健事業に丁寧に取り組んでいただきますよう、要望させていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 中川委員の質問は終わりました。

次に、村上委員。

○村上英明委員 何点かお尋ねをさせていただきますと思います。

1点目は、令和8年度当初予算総額ということで87億8,036万2,000円を予算編成されているということなんですが、ここ数年、予算総額は下がってきているという傾向かと思います。私が知る限りでは、11年前の平成27年度ときには、当初予算総額が181億円あって、その数年前から、いずれは100億円を超えるという、それから数年たった平成27年度をピークにして、ずっと下がってきていると思うんですが、1点目の質問といたしまして、令和7年度当初予算

と比較して、約9,500万円ほど減額になっているような形で、令和8年度の当初予算が編成されているということでございますので、その辺りの総括的な認識について、お尋ねをさせていただきます。

2点目でございます。

歳入の10ページで、子ども・子育て支援納付金分ということで、現年分というのがあります。先ほどもありましたけども、子ども子育て関係については、令和8年度が初年度になりますので、例えば、令和8年度で、子ども・子育て支援納付金分が、もし保険料と共に滞納ということになった場合、次年度には、予算編成上、この滞納繰越分というのが項目として出てくるのか確認も含めて、質問させていただきますと思います。

3点目でございます。

歳出の24ページ、子ども・子育て支援納付金として4,282万9,000円が計上されております。

ただ、その一方で、この保険料を徴収するという歳入の部分では3,153万2,000円で、この差が1,129万円あります。いただいたこの子ども・子育て支援納付金分は、そのまま大阪府などに納付するのかと思っていたら、差額があるので、その内容について、お尋ねさせていただきますと思います。

4点目でございます。

26ページ、人間ドック等助成金というのがあります。この人間ドックにつきましては、平成30年度から導入されたと思います。上限2万6,000円。もう一つの脳ドックが、令和6年度に新規でされたとい

うことで、上限2万円の助成制度があります。国民健康保険自体の被保険者数が若干減少しているというのは認識をしておるんですが、その中であって、この人間ドック等助成金が、令和7年度当初予算よりも158万円ほど増額をされた950万円で、今回設定をされていますので、増額された理由と、予算編成上の件数について、お尋ねをさせていただきます。

5点目でございます。

先ほど、特定健診の未受診者の対策について質疑があったと思いますが、現状、はがきとか、電話等々におきまして、ナッジ理論を活用して、未受診者を減らしていこうということで取組をされていると思うんですが、やはり未受診者数を減らすということが、本当に大切なことだと思います。私の知り合いの方で、がんを発見したことがありました。この健診を毎年受けてきたんだけど、今年は仕事の都合で日程がなかなか合わないとお友達と話をしてた折に、こういう健診は毎年受けなアカンよと言われて受けたら乳がんが分かったと。初期の初期だったらしいんですけども、本当に声をかけてもらってよかったというようなお話も、一人じゃないんです。複数の人からお聞きしたことがあったので、そういう未受診者を減らしていくというような取組は、しっかりと、これからも行政としてやってほしいということで、この5点目については要望とさせていただきます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁を求めま

す。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、村上委員の4点の御質問のうち、最初の3点について御答弁申し上げます。

まず、1点目の令和8年度の当初予算の財政規模の総括的な認識ということのお問いでございます。国保の被保険者につきましては、直近の状況を見ますと、令和4年度、令和5年度、令和6年度と、昭和22年から昭和24年生まれの方、いわゆる団塊の世代の方の75歳到達に伴って、後期高齢者医療制度への移行がございまして、毎年1,000人程度の方が、国保から抜けるという状況が続き、令和7年は一定落ち着きましたものの、社会保険の適用拡大がございまして、いわゆる現役世代の社会保険への移行も並行して生じており、減少幅こそ鈍化しているものの、引き続き、国保の被保険者としては、減少傾向が続いております。

このことから、国民健康保険特別会計の予算規模につきましても、歳出の主な項目である保険給付費など、被保険者数の減少と連動して、トータルの財政規模としては縮小が生じておりまして、被保険者数の減少というのが、そういった要因となっております。

2点目の子ども・子育て支援納付金分の、もし保険料の滞納があった場合、予算上どうなるのかということでございます。委員御指摘のとおり、令和8年度においては初年度であるため、子ども・子育て支援納付金分現年分のみを歳入とし、予算

科目として設定をしております。

令和9年度については、他の医療給付費分や後期高齢者支援金分、それから介護納付金分と同様に、滞納繰越分の科目設定を予定しております。

3点目の歳入歳出、子ども・子育て支援の納付金の関係で、差額が出ているが、その中身についてというお問い合わせでございます。子ども・子育て支援納付金の歳入歳出差額については、まず、国民健康保険事業費納付金というのがございまして、こちらは歳出で組ませていただいているんですけども、保険料以外にも、国等の公費である基盤安定負担金などの財源も合わせて、大阪府に納付を行っているものでございます。

したがいまして、他の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分も同様に、歳入の保険料よりも歳出のほうが多くなっているというところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 村上委員の4点の質疑のうち、保健事業に関する4番目に答弁申し上げます。

人間ドック等助成金の予算増額理由と助成件数についてでございます。予算増額の要因としましては、人間ドック、脳ドックともに、受診者数の増加を見込んだものでございます。

令和7年度は、対象年齢の下限を40歳から30歳に引き下げたこともあり、令和8年1月末時点で、人間ドック166件、脳ドック71件の受診があり、最終的に、令和7

年度予算で想定していた人間ドック200件、脳ドック100件に近づくと思われることから、令和8年度予算では、人間ドックで50件、脳ドックで50件の受診者数の増加を見込み、令和7年度予算792万円を、令和8年度は950万円に、158万円の増額をしたものでございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 まず、1点目につきましては、国民健康保険の予算について、全体的な総括ということで質問をさせていただきました。団塊の世代の方の75歳到達に伴って、現役世代の社会保険への移行とか、高齢者医療制度に移行されるという関係で、国民健康保険の被保険者数が減少傾向であるとのことでございます。

やはり国民健康保険特別会計というのは、国の様々な制度に影響される部分もありますので、その辺りはしっかりと健康維持という観点も含めて、国民健康保険の適正な運営といったことに取り組んでいただきたいということで、この点は要望とさせていただきます。

2点目の子ども・子育て支援納付金分現年分の滞納についてでございますが、もし滞納がなければ、来年度に項目として挙げるということではないと思います。また、今の保険制度につきましても減免とか、窓口でも相談者に寄り添っていただいている面もありますから、滞納とならないよう、これから周知も含めて、しっかりと取り組んでいって

いただければと思いますので、要望としておきます。

3点目の子ども・子育て支援納付金で、この歳入歳出の差額の分についてでございます。歳入も歳出も名称は一緒なんで、私はてっきりいただいた分は、もうそのまま府へ納付だと思っていたんですが、この保険以外の部分も含めて歳出にされるということでございます。そういう意味では、やはり国民健康保険の財政というのは、感染症がはやれば、歳出が増えてくるということもありますし、また、国の制度によって影響があるのは、先ほど申し上げたとおりですので、毎年のこの財政基盤は、構造的に不安定という面もあるかと思っておりますので、子ども・子育て支援納付金に限らず、財政支援を、国等々に要望もするなり、また、取り組んでいっていただきたいということで、この点は、要望としておきたいと思っております。

4点目、2回目の質問といたしまして、令和6年度の決算の折に御答弁があったことを含めての確認なんですが、この人間ドックの助成金等々につきまして、件数的なことをやっぱり伸ばしていくべきなんだろうということの観点の中で、啓発として、市のLINE活用ということもあったと思っておりますので、そういう辺りも含めながら、この令和8年度の啓発・周知のことについてお考えをお尋ねしたいと思っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 質問1点でございます。

田村参事。

○田村国保年金課参事 村上委員

の4番の質疑について2回目の答弁を申し上げます。

令和8年度に向けて、人間ドック、脳ドック費用助成制度の周知・啓発で検討を加えている点についてです。御紹介いただいたように、昨年4月に行いました摂津市公式LINEでの一斉配信は、若年者への周知効果を高めると思われることから、引き続き取り組んでまいります。

また、昨年11月の市民健康まつりでは、特定健診の受診勧奨と合わせた従来の周知に加え、特設会場でのクイズイベントを通じて、人間ドック、脳ドック助成制度についても、参加者の方々に知っていただくように取り組みました。対面してのコミュニケーションにより、言葉だけではなく、表情、声のトーン、身ぶり手ぶりといった非言語的な要素が組み合わさることで、啓発の内容がよりリアルに熱意を持って伝わったものと考えます。

SNSなどのデジタルツールと対面での周知活動の相互のメリットを意識した手法を検討することで、情報の浸透力と行動変容の確率をより高められるように工夫してまいります。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 この人間ドック助成金につきましては、先ほど、啓発とかで周知に努めていくというようなお話もございました。

この制度を活用するに当たっては、一度、全額自分が受診するところにお支払いをしていただいて、その領収書なりを持って、後で、人間

ドックでいけば、上限2万6,000円まで、脳ドックは上限2万円までという金額を、お支払いをするということでもあります。ただ、人間ドックの費用は、やっぱり基本的な部分としても、5万円、6万円とかいうこともありますし、また、脳ドックにつきましては、3万円とか、4万円とかを、1回自分で払わなければいけないというのが、少しハードルがあると思いますから、例えば受診するところで、この助成額を減額した金額を、直接窓口へお支払いするような制度というの、1回考えていっていただきたいと思いますので、この点を要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

次に、増永委員。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険令和8年度の特別会計当初予算と、令和7年度補正予算を含めて、質問をしていきたいと思います。

条例は、先ほど質問も出ていましたので、要望とさせていただきたいと思います。

まず、質問番号1番、保険料でございます。

今年度は、国民健康保険料が前年度と比べて、少し下がるとなっていたかと思います。また、令和8年度、新年度は値上げが行われると思うんですけれども、まず、摂津市の1人当たり保険料、2026年度は幾らなのか、今年度との差額は幾らなのか、教えていただきたいと思います。

そして、2018年度から統一化、都道府県化が始まり、統一化に向け

てスタートするというので、連続値上げがされてきたかと思うんですけれども、その手前の2017年度と2026年度との差額も教えてください。

また、今は1人当たりのお話をさせていただきましたけれども、モデルケースでどうなのかということも伺いたいと思います。

モデルケースは、65歳以上単身世帯、年金収入月12万円、これをAとします。それから、60歳から64歳の夫婦、年金収入各7万円、これをBとします。それから、40代夫婦と小学生2人、所得210万円を、Cとします。このABC、三つのケースで、それぞれ2026年度の保険料は幾らになるのか。そして、また2025年度は幾らなのか、差額は幾らかについても教えていただきたいと思います。

そして、質問番号2番になります。

国保の財政についてお伺いしたいと思います。補正予算について、保険料の減額補正、また基金の繰入金の増額補正などが挙げられていますが、この内容について御説明ください。

また、令和8年度当初予算で摂津市の基金残高は、一体幾らになるのかということについても、教えていただきたいと思います。

質問番号3番です。

保険料減免と一部負担金の減免についてお伺いします。保険料の減免は、もう摂津市独自のものが完全になくなって、府内統一基準だけになってしまいました。件数と金額を教えていただきたいと思います。

また、医療費の一部負担金、医療

費窓口でお支払いしなくても、医療にかかれるという制度でございます。私は、国民健康保険が社会保障であって、全ての国民が医療を受けることができる国民皆保険制度の下支えとしての役割、社会保障の理念、これがこの一部負担金減免の制度に結実してると思うんです。お金がなくても、医療費の窓口負担ゼロで見ていただくと、そういう制度でございますが、これも統一基準になってしまいました。件数と金額を教えてください。

質問番号4番です。

今、保険証というものがなくなって、資格確認書になったと同時に、以前は、資格証と言っていた10割負担で、医療にかからないといけないというものが、特別療養費の資格確認書という名前になったと思うんですけれども、これについても、直近の対象世帯数について、教えてください。

質問番号5番です。

マイナ保険証についてです。マイナ保険証の登録率、利用率、また、保険証登録利用の解除の申請件数について教えてください。

以上、5点です。よろしく申し上げます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、増永委員の5点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の保険料関係が三つあったかと思えます。

1点目、まず2026年度、令和8年度の1人当たり保険料のお問

いでございます。令和8年度の1人当たり保険料につきましては、調定ベースで年額12万5,195円で、令和7年度の12万4,299円から4,766円の増となっております。

それから、2017年度、平成29年度との比較ということでのお問い合わせでございます。国保の広域化は、2018年度、平成30年度からでございますので、制度の仕組みが異なっているということもありまして、一概に比較できるものではございませんが、その上で申し上げますと、平成29年度の1人当たり保険料が、年額で9万7,044円、先ほど申し上げましたように、令和8年度の1人当たり保険料が、年額12万5,195円で、差としては2万8,151円となっております。

それから3点目、モデルケースについてのお問い合わせでございます。65歳以上の単身世帯の方で、年金収入が月12万円の世帯、これをケースAということで、60歳から64歳の2人世帯の年金収入が、それぞれ月7万円の世帯をケースBと、40代夫婦で子供2人で所得が210万円の世帯、これをケースCということでお答えさせていただきますと、ケースAの場合については、令和8年度は年間で2万7,831円となりまして、令和7年度の2万6,937円から894円の増となっております。

それから、ケースBにつきましては、令和8年度は年間で5万3,445円で、令和7年度の5万1,844円から1,601円の増となっております。

ケースCの場合は、令和8年度が

年間で47万4,260円で、令和7年度の45万9,481円から1万4,779円の増となっております。

2点目の補正予算の概要についての御質問でございます。補正予算の主な内容としましては、主要な公費である基盤安定繰入金の確定に基づく、予算現額からの増減の調整であったり、また、保険料の年度末の収納見込み、過年度返還金等の歳出予算の状況を踏まえ、年度末の収支見通しの下、基金等の繰入れなど、必要な予算を計上しているものがございます。

なお、保険料については、令和7年12月末までの収納額の状況から、着地点となる年度末の全体の収納見込額を試算し、予算額との差分を減額するものがございます。

それから、併せて、市の令和8年度の基金残高でございます。これはあくまでも予算ベースでございますけれども、令和8年度の予算ベースでの基金残高としましては2億8,892万7,943円となっております。

3点目の減免の御質問でございます。

委員からもありましたように、保険料減免と一部負担金減免については、令和6年度から府内統一基準となっております。

主な所得収入減少に関わるもので、令和7年12月末時点で申し上げます。

まず、保険料減免についてでございますけれども、こちらが335件で5,483万6,157円の減免を実施しております。

次に、一部負担金減免につきましては、2件で4万7,010円の減免を実施しております。

4点目の特別療養費の資格確認書についての対象者数ということでございます。こちら直近で把握しています令和8年2月末時点で申し上げますと、7世帯となっております。

5点目のマイナ保険証についての御質問でございます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するいわゆるマイナ保険証についての登録状況でございます。こちら令和7年9月時点で申し上げます。被保険者1万3,484人のうち、保険証利用登録者が8,237人となっており、登録率としては61.1%となっております。

次に、どれぐらいの方がマイナ保険証を利用されているのかの利用率についてですが、同じく令和7年9月時点で、外来レセプト件数1万8,009件のうち、オンライン資格確認の利用者、マイナ保険証を利用されたという方が7,757人となっておりまして、利用率としては43.1%となっております。

それから、マイナ保険証の利用登録解除の状況ということでございます。令和6年の11月5日から、マイナ保険証利用登録解除申請の受付が始まっておりまして、令和7年3月末までの令和6年度の件数で申し上げますと、延べ17件となっております。

また、令和7年度の状況としまして、4月1日から直近令和8年の1月末までで、延べ79件、先ほどの令和6年度を含めた全体で申し上げ

げますと、延べ96件となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

質問の途中でございますが、暫時休憩します。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時55分 再開)

○光好博幸委員長 それでは再開します。

答弁が終わりましたので、質疑でございます。

増永副委員長。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、質問番号1番、国民健康保険料でございますが、本当にすごく高くなったと、今答弁をお聞きして思いまして。昨年度は少し下がったとはいえ、また値上げということで、大阪府内統一に向けてスタートした2018年の1年前、2017年からすると、1人当たり保険料で2万8,151円も値上がりしているということでございます。これは1人当たりですので、御家族がいらっしゃるところは本当に大変なことだと思います。

モデルケースで考えても、40代夫婦、子供二人、給与所得210万円、この世帯では去年から今年で1万4,779円、この物価高騰の中で値上げということでありまして。本当に保険料は家計を直撃する負担になっていると思っております。

統一化をやっていくに際して、やはり大阪府が国保を財政面で担ってくれるということで、安定するんだというお話があったかと思うん

ですけれども、本当に安定していると言えるのかと、保険料はどんどん上がっているじゃないかということについては、しっかりと摂津市として、本来保険料を決める決定権は摂津市にあるので、そのことを言っていっていただきたいと思っております。

私の家に入ってた府政だよりの裏の面に、府内市町村統一の国民健康保険料のお知らせというのがあるんです。

ここに書いてあるのを読みますと、「どこに住んでも、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料というふうになる」ということが書いてあるんですけど、保険料は府と府内市町村の協議で保険料率を算定し、市町村は府が示す保険料に基づいて、府民の皆さんの所得や世帯構成などに応じた年間保険料額を決定していますと、料率は府と市町村が一緒に考えていますよと、決定は市町村ですって書いています。

大阪府は、府議会で聞かれてもそのように言うてはりますけれども、摂津市が決定権があるということは、大阪府も認めているということになると思うので、こういう値上げの保険料はやめて、市民に皆さんの物価高騰の中で、値上げではなく値下げを新年度はぜひ行っていただきたいと思っています。

これは、ほかのところでもまた合わさっていく話でございますので、質問番号1番は要望にしておきます。

質問番号2番です。

国保の財政についてです。

補正予算のお話ですけれども、収納の見込額が思っていたよりも増えなかったということでございま

す。

国民健康保険料減額の予算が出ていますけれども、これは大阪府に対して事業費納付金として年度当初に払っていると思うんですけども、保険料を集めてその金額を支払おうとしたけれど、足りなかったということで、その不足をどうしているかということ、基金を崩して繰り入れているということでございます。

これは以前にもあったことです。2023年度の決算のお話をさせてもらったときに、4億円あった摂津市の国保基金の1億円を取り崩して、それを大阪府の納付金に当てざるを得ないという事態がございました。しかもそのとき、少し記憶が曖昧ですが、43市町村ありますけど、三十幾つ、過半数の市町村が同じように、この基金を取り崩したり、黒字額を減らしたりということで対応したと聞きました。

大阪府が国保の財政を持つということは、先ほども言いましたけれども、財源をしっかりと安定させる、小さな市町村だと本当にちょっとしたことで国保料が変わってくるとか、払わないといけないお金が払えなくなるとか、赤字財政になるのではないかなど、いろんなことが言われて都道府県がそれぞれ持ちなさいとなっていたわけですが、4億円もある基金を1年間で1億円も取り崩すってというようなことで、こんな不安定なことは今まで摂津市単独でやってきた中でなかったと思うんですけども、そういうことが起きてきているということを指摘したはずです。

ところが今度、そのときと比べたら金額的には少ないですけども、やっぱり同じように事業費納付金の分に基金を取り崩して入れるということが行われています。

これは、他市の状況は一体どのようになっているのか。摂津市だけの問題なのか。それとも、前回と同じように大阪府下のいろんなところでそういうことが起きているのか。ここについて、2回目はお聞きしたいと思います。

そして、1回目で摂津市の基金残高は、2026年度当初予算ということでお聞かせいただきました。2億8,800万円、その後、92万7,943円まで言っていましたけれども、これ、この間決算があったところですよ。

2024年度の決算では、摂津市の期末残高は3億2,515万2,000円、この細かい数字は出てきてませんけれども、そうだったんですよ。ここからやっぱり減ってるんですよ、2億8,000万円ですから。どんどん摂津市の基金が目減りすることが続いていっているのかと感じます。

その一方で、新年度の大阪府の当初予算の基金がどうかというのは、私ちょっとまだ見られてませんけれども、この2024年度の決算は大阪府も出しています。その決算では、基金は176億7,500万円ということなんです。2023年度は154億円ですから、20億円ほど2023年度から2024年度にかけて増やしてるんです。これは、この1年間だけではありません。2020年度から大阪府の基金はど

んどんどん増えていっています。2020年度は134億円だったんです。それが今、2024年度の末では176億円まで増えている。

大阪府の基金はどんどん膨らんで、各市町村の基金や黒字がここへ吸い上げられているという状態になっているのではないかということも指摘をさせていただきました。また今回も同じようになっていると思うんですけれども、これについての認識を伺いたいと思います。

質問番号3番です。

保険料減免と一部負担金の減免の数字を教えてくださいました。摂津市の減免制度は本当にいい制度で、たくさんの方がこれによって救われたということを、私は聞いています。低所得者に対しての減免なんですね。

今の制度は、所得が急激に減ったという人を対象とした減免ですから、1回きりしか使えないとか、失業したときしか使えない。去年も低所得、今年も低所得という方は使えない減免です。摂津市の場合は、生活保護基準と比べてみてしんどい人には減免するというものになっていたわけですが、そういうことがやれなくなっている。しんどい人ほどしんどいままで、保険料はどんどん上がりもう滞納もしてしまわざるを得ない状況に追い込まれていて、保険料の徴収が難しくなっているという悪循環じゃないのかなと思います。

やはり、大阪府の保険料減免制度だけでは駄目ですということをしかり言っていただいて、保険料減免の拡充をということはどういう

ただいていると思いますが、さらにほかの市町村とも声を合わせて、しっかりとこの減免制度を大阪府に対して求めていただきたいと思います。

そして、法律的には市町村に権限がございますので、大阪府に言っても駄目なのであれば、摂津市で、保険料減免をやりますって言えばいいだけなんです。それをしっかりとやっていていただきたいと思います。

もう一つの、医療費の一部負担金減免についても摂津市は、本当に使いやすい制度で、非常に親切に丁寧に窓口でも対応していただいております。先ほども言いましたけれども、お金がなくて医療にかかれないという方がないように、医療費の窓口負担を払わなくても大丈夫ということで支えていただいている制度になっているわけです。

今、大阪府の一部負担金減免は、本当に制度として使いにくいものになっています。前にも御紹介したかもしれませんが、子供さんがいて、進学前にしてお父さんががんになって、治療をするためには、大阪府の制度だと子供のための学費としてためてきたものを全部吐き出さないと、これ使えないんですよ。

ところが摂津市の場合は、預貯金は見ず、今の収入の減だけで見るということでやっていただいております。ところが、もう今はそんなに使えない、たったお二人ということでしたっけ、先ほどの利用者数、非常に少なくなったと思っています。これもぜひ大阪府に言って、制

度を改善するよう要望し、できないのであれば自分でやると摂津市に決断をしていただきたいと思います。

この3番目については要望しておきます。

質問番号4番目です。

特別療養費の資格確認書について、今まで資格証って言っていた分ですけれども、対象世帯は7世帯ということです。

ここはまだ大阪府が運営について特に口出しはしないと思うんですけど、以前、子供たちにまでこの資格証を発行して、子供たちが医療にかかれないということは大問題になりました。新聞各社も報道し、ここで子供には資格書を出さないでおこうという法改正も行われて、18歳以下の子供たちにはそういうことはしないというふうになりました。

摂津市は、そのときからずっと、資格書を出す前にはきちっと家庭訪問までやって、その家族の状況とかいろいろ聞き、つかんでいただいて、よっぽどでなければ出さないという方針を取ってここまで来ていただいている、この精神は今も多分きちっと守っていただいているから、これだけの人数にしかなくなっていないと思います。

7世帯がどうなっているのかは非常に心配なんですけれども、働きかけもしていただいて、特別療養費の資格確認書という名前になりましたけれども、摂津市は安易に発行しないという姿勢をぜひ貫いていただきたいと思います。これは要望といたします。

質問番号5番、マイナ保険証についてです。

マイナ保険証は一般会計からやってるわけですがけれども、利用率が半分もいかないという状況だと思います。お医者さんに行っても、マイナ保険証で診療というのをなかなか皆さん思うようにできなかったり、トラブルがあったりということをいろいろお聞きしています。

そもそもマイナンバーカードを持ち出してうろうろ持って歩くというのが、高齢者の方は特にすごく抵抗があるということで、資格確認書でやっておられるという方がやっぱり半分以上だなと思いました。このことについても市民課にも言ったんですけども、強制ではないんだと、また、一旦マイナ保険証になっても元に戻せるんだということもぜひ言っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望です。

以上です。

○光好博幸委員長 質問は1件です。

答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、2点目の御質問の、令和7年度の他市の収支状況と、基金の関係です。

まず一つ目の令和7年度の他市の収支状況はどうかということとございます。

幾つかの近隣市に確認をさせていただきましたけれども、どの団体もおおむね令和7年度については収支均衡に近い見込みであると聞いております。

それから、府と市の基金の状況に

についてのお問い合わせでございます。

大阪府においては、後年度の給付費等の上振れへの備えとして、基金に積立てを行っておりますけれども、これは後年度の保険料を抑制するためのものでもございまして、実際に令和8年度の保険料算定では、保険料抑制財源として取崩しをし、保険料の抑制にもつながっているところでございます。

また、市の基金におきましても、財政調整事業という形で、令和8年度も1人当たり680円の保険料抑制ということで、保険料抑制財源としての活用がなされておりますし、過去でいいますと、令和4年度、5年度での収支不足の備えとして基金を活用していただいているところでございます。

したがいまして、府と市の基金の状況をどう捉えているのかというお問い合わせでございますけれども、先ほど申し上げたように、いずれも年度ごとで増減もございまして、その状況を捉まえて一概にこうであるとは言えませんが、いずれの基金も適正に管理されているという認識でございますし、引き続きその推移については注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 私が聞いたところによりますと、ほかの市でも基金が減ったり黒字が減少したりするということは起きてると伺っています。

全市を調べたわけではありませ

るので、近隣市ですけれども、例えば茨木市は、黒字額がどんどん減っていったんです。あそこは基金をつくってないことを問題にされて、市民団体からもいろいろ保険料を上げるなど、基金が何でこんなに減るといふようなことも運動として言っているというお話も聞いています。

もしも、今おっしゃるように、ほかのところは収支均衡でいけてて、摂津市だけがまた基金を減らして保険料の穴埋めにするといふようなことが起きてるのだとしたら、摂津市は何でこうなってるのかという原因究明をしないとイケないと思います。摂津市単独の問題であるならば、基金がどんどん食い潰されていって、同じようなことが何回も繰り返されたとしたら、基金が枯渇してしまう、それでもまた赤字が出る、そういうことになったら一体どうするんでしょうか。

そういうことになったら、大阪府は基金を持ってて、ここで貸しますよという話をするんですよね。これは大阪府のお金じゃありません、国がつくった国保の財政調整基金というもので、全国の都道府県に国保のことについて責任を持ってほしい、その代わり、これを何かあったときには使うてやいうて財源を渡したわけです。その基金がある、今さっき言った増えていっているのはこの大阪府の基金ですよ。

もし摂津市のお金が全部なくなって、それでも赤字が出るとなったら、この基金から借りるといふことになるんですね。この基金から借り

たら、どうやって返していくのか。このことについてちょっと教えていただきたいと思います。

今私、手元に厚生労働省の都道府県国民健康保険運営方針策定要領（令和5年度）を持ってるんですけども、国は、市町村から医療費の支払いとかそういうものを都道府県に任せなさいよということで、都道府県と市町村にそれぞれ言うてるんです。

財政収支の改善に係る基本的な考え方というところで、国民健康保険が1会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことにより、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。国民健康保険って、一般会計のお金と違って、いっぱいお金を積み上げたりとか、そういうことをしたら駄目ですよと、1会計年度、1年で大体収支が均衡になるように考えていきなさいよということなんですね。

都道府県国民健康保険特別会計も同様に、原則として必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄うことにより、収支が均衡していることが重要である。市町村だけと違いますよと、都道府県もどんどん国保で基金を増やすみたいなのをするのはよくないですよと、1年間で収支が同じようになるようにしなさいよっていうことを言うてるわけです。

さらに、これは都道府県に対してですけど、必要以上に黒字幅や繰越金を確保することのないよう、また逆に、各年で保険料水準が過度に上

下することを避けるよう、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランスよく財政運営を行っていく必要があることに留意をするって、これ都道府県に向かって言うてるんです。

だから、市町村の運営が不安定やというのは、都道府県がちゃんと考えなさいよと、事業費納付金を払えないというのは、保険料を払えないから基金を繰り入れるというふうなことが各所で起こってる、または複数年で起こってる、こういうことになったら、その事業費納付金の金額ってほんまにええのんということを考えなあかんのは、都道府県になる、大阪府になる。

ところがまた、前回あったようなことがここで起きている。摂津市だけの問題があったら、摂津市の問題を考えなあきませんけど、もしほかの市町村もそんなんやったら、大阪府が考えなあかんことなんですよ。ぜひしっかりとそこは追及してもらいたいと思います。何でこんなことになっているのか。市町村ごとの標準保険料率は、標準的な収納率を基に算定した、各市町村が徴収すべき額に係る保険料率であるため、決まったことをやったらっていうことですね、市町村標準保険料率を賦課し、標準的な収納率の保険料を徴収することができていれば、基本的に赤字は発生しない。国はそういう制度設計をしていますよとと言うてるわけです。

連続して基金が減っていくとか、連続して黒字額は減っていくとか、そんな状況はおかしいわけですよ。何でこんな赤字になるような運営

を大阪府がやっているかということについて、しっかりと追求してもらいたいと思います。

まずは、基金が枯渇してそれでも赤字が出たら一体どうなるのかについて、府のお金を借りることになるんだろうと思いますけど、その返済の仕方も含めて御答弁いただきたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 仮に大阪府の財政安定化基金の貸付けを受ける場合については、貸付けを受けた翌々年度から3年間で償還するというのが原則になっておりまして、国保運営方針上も、基本的に保険料に返済の分を上乗せして徴収し、それを3か年で返すというのが基本的な考え方となっております。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 そうですね。大阪府からお金を借りるという羽目に陥ったら、それを今度返していかなあかんのですが、どうやって返すかっていったら、一般会計繰入れは禁じられていますので、集める保険料に上乗せをして市民の皆さんに負担いただいて、それで返していくということになるんですよ。

大阪府下、同じ所得、同じ世帯人数なら同一保険料、これが府内統一化のうたい文句ですけども、そういう借金をしてしまったところだけは、大阪府下の中でそこだけ保険料が高い、こういうことになるんですよ。市町村がこういうことになら

ないようにするのが大阪府の役割じゃないでしょうか。今の事業費納付金の金額って、本当にこのままでいいんでしょうか。

今、国保の運営方針というのがあります。これが前は3年で見直しやっていたんですが、この間から運営方針の期間を6年に延長しました。6年間見直しがないということになりますけれども、本来でしたら、3年目というのがこの令和8年度になるとと思います。中間見直しをすべきやと思うんです。

本当に事業費納付金の金額ええのんかと、先ほどから言ってます保険料率がどうかとか、それから減免制度はどうやねんとか、こういうことも含めてしっかりこの3年間、統一化になってからの後のことを見直すべきやと思うんですけれども、その中間見直しの予定について、スケジュールとか、摂津市の考え方ですね、また摂津市としてそれをどう訴えていくのかみたいなこともお聞かせいただけたらと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、国保運営方針の中間年についての市の考えということで、スケジュール等も含めて摂津市としてどのように訴えていくのかということでのお問い合わせでございます。

現行の運営方針につきましては、対象期間が令和6年度から令和11年度の6年間になっております。副委員長からもありましたように、策定後の3年後で言いますと、令和8年度が中間年度になるというと

ころで、運営方針上、策定後3年をめどに、必要に応じて運営方針の見直しを行うとされております。

この見直しが行われる場合には、スケジュール的にはこれまでの運営方針の策定と同様のスケジュールになるかと思えます。具体的には、本年の秋頃に大阪府より素案が示され、市町村への法定意見聴取を受け、またパブリックコメントを受けて、年内に大阪府において取りまとめ等がなされるものと思われます。

本市としましては、令和5年度に現行の運営方針を策定した際に、市の法定意見聴取といたしまして、大阪府に対しては、一つには、保険料統一後の財政状況等を見極めるため、国はおおむね6年としておりましたけれども、素案上も6年となっておりますので、そこはしっかりと見極める意味で、運営方針の対象期間を6年間ではなくて、従前の運営方針と同様に3年間とするよう求めた経緯もございます。

したがいまして、令和8年度の間年度においては、このタイミングでしっかりと見直すべきは見直すよう大阪府に対して求めるとともに、先ほども副委員長からありましたけれども、納付金算定での精緻な推計等については大阪府に対して一貫して求めているところでございます。それも含め、先ほどの府内統一基準での減免制度の拡充については引き続き大阪府にも伝えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 ぜひしっかりと中間見直し、必要とあればと申すので、声が上がれへんかったらやらないという可能性がありますので、ぜひ声を上げていただいて、しっかりと見直しをしていただくようお願いいたします。

今度の値上げでも、大阪府の基金、2023年度の実質的な黒字の半分だけ引下げに使用しましたけれども、半分は基金に繰り入れたので、それが66億円あるので、これを使えば今回値上げせずに済んだ、反対に値下げができるということやったと思っておりますので、そういう方法の問題についてもしっかりと正していただいて、中間見直ししていただいて、本当に国民健康保険が国民の命と健康を守る、そういう社会保障の制度として生きるようにしていただきたいと思っております。

最後に、条例について意見を述べさせていただきますと思っております。

今回の子ども・子育て支援金を公的医療保険に上乗せして徴収するという制度でございますけれども、これは低所得の方ほどやはり負担が大きくなるような内容になっていると思っておりますし、光田委員の質問でもありましたように、今回の金額がずっと続くのではなくて、だんだん後年に金額が引き上がるということも言われています。

日本共産党は、政府が少子化対策として導入する子ども・子育て支援金の負担ってというのは、保険料に上乗せをする、徴収するっていうやり方自体が禁じ手だと言わざるを得ません。後期高齢者の皆さんにまで乗せていく、そしてまだ19歳、そ

うというような人たちにまでこの子育て支援金を取っていくっていうことになっていくと思いますので、こういうやり方は本当に許せないと思っております。

日本共産党は、このことについては反対を唱えております。ぜひ現場からも声を上げていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○光好博幸委員長 増永副委員長の質問が終わりました。

改めまして、そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号及び議案第14号の審査を行います。

本2件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

村上委員。

○村上英明委員 では、後期高齢者医療保険について、1点だけ御質問させていただきたいと思えます。

まず1回目なんですけど、子ども・子育て支援金ということで、国民健康保険の特別会計については、項目として子ども・子育て支援ということで載ってたんですが、この後期高齢の会計予算書についてはその項目がないので、その辺りを1回目に確認をさせていただきたいと思えます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、後期高齢者医療保険の子ども・子育て支援分について記載がないというところでの御質問でございます。

こども家庭庁によりますと、後期高齢者医療保険では、会計費目として、市区町村においては医療分と子ども分を分ける必要はなく、従前のままとし、医療分との合算額で計上、収納管理をするとされております。

そのため、会計費目は従前どおりで、文言としては表示されておられませんけれども、後期高齢者医療特別会計で、歳入では特別徴収の保険料、普通徴収の保険料、それから歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に子ども・子育て支援分が含まれております。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 明記をされていないということであれば、逆に予算書、もしこの質疑がなければ、どういう形で「入」と「出」があるんだというのが見えづらいと思っておりますので、そういう意味では、やはり表示をするという方向で、例えばこども家庭庁に申し上げるとか、何か我々の審査がしやすいような表示の方法ということも含めてやっていただきたいと思います。

2回目の質問といたしまして、国民健康保険の特別会計については、若干総額が下がったというお話でございましたけれども、後期高齢者医療保険につきましては、令和7年度の当初と比較いたしまして約2

億4,000万円が増額になっております。

もう一点は、令和7年度と6年度の差ということで5,000万円ほどなんですけれども、この令和7年度の補正予算がありますから、補正と令和7年当初を足しても、令和6年度との差というのが1億円ほどなんです。今回、令和7年度と令和8年度の当初予算を比較すると、その1年前よりも倍以上増額になっているということです。その辺りの保険料も含めて認識をお尋ねさせていただきたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 保険料、納付金も合わせてですけれども、増額となっている要因でございます。

こちらにつきましては、やはり被保険者数の増加によるものももちろんございますし、令和8年度、9年度については、第10期の保険料率改定というのがございました。それによって均等割、所得割率の変更がございます。

従前は医療分だけだったんですけれども、令和8年度から医療分と子供分の二つになりまして、医療分については均等割額が6万4,931円、所得割率が11.51%、それから、令和8年度から新たに賦課される子ども・子育て支援金の子ども分については均等割額が1,373円、所得割率が0.24%であり、合計した均等割額としては6万6,304円、所得割率としては11.75%となります。1人当たり平均

の保険料の年額としては、11万412円となっております。

現在の第9期の保険料と比べますと、均等割額が9,132円の増、所得割率は11.75%で、増減はございませんが、所得割については子ども分と医療分の増減で、結果的には11.75%でプラス・マイナスがゼロというような形になっております。また、1人当たりの平均保険料については、年額で1万4,746円の増となっております。

先ほど国保のほうで、光田委員の御質問でもありましたけれども、子ども・子育て支援金につきましては、後期高齢者医療も同様に、令和8年度から10年度にかけて段階的に保険料が増額になり、子ども分の保険料については、令和9年度も改定される予定となっております。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 国民健康保険料も後期高齢者医療もそうなんですけれども、特にこの後期高齢につきましては、収入で保険料を頂く分以上に、この大阪府の広域連合への納付金というのがあり、制度上はそうなるんですけれども、やはり保険料というのは、理事者の皆様も上げたくないとか、本当は下げていきたいという思いは多分持っておられると思います。ただ、この歳出の面を考えると、一定額歳入としても、保険料等も基金のことも含めて確保しなければいけないというのが頭を悩ませるところだと思います。ただ、国民健康保険も含

めて後期高齢も国民皆保険ということで、皆様に運営していこうというのが一つの主体だと思いますので、そういう意味も含めて、やはり歳入面も歳出面も様々な観点から目を向けていただいて、しっかりとした運営に取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほどの御答弁の中で、この令和8年度、9年度は第10期ということなので、令和9年度は大きな増額はないのかもしれないけれども、令和10年度はさらに上がるという想定もされますので、3年後ではあるんですけども、2年後ということもまた踏まえていって、後期高齢の運営をやっているだけでいいと思いますので、またよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

次に、増永副委員長。

○増永和起委員 それでは、後期高齢者医療保険の質問をさせていただきます。

まず、質問番号1番としましては、医療費の自己負担割合の状況についてお伺いしたいと思います。

以前は、後期高齢者の医療保険は全部1割負担ということでしたけれども、今は1割・2割・3割と負担額が変わってきています。それぞれの人数と割合について教えてください。

質問番号2番でございます。

マイナ保険証について、先ほど国保でも聞きましたけれども、マイナ保険証の登録率、利用率、保険証利用登録の解除申請件数を教えてい

ただきたいと思います。また、病院等で使われている率も教えてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○光好博幸委員長 以上2点です。答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 増永副委員長の2点の御質問にお答えいたします。

1点目の窓口負担割合の人数でございます。

令和8年1月末現在で申し上げますと、後期高齢者の被保険者数は全体で1万3,168人となっております。そのうち、1割負担の方が9,474人で全体の71.9%、2割負担の方が2,642人で全体の20.1%、3割負担の方が1,052人で全体の8%となっております。

2点目のマイナ保険証の御質問でございます。

まず、マイナ保険証の登録状況でございますが、令和7年9月時点で申し上げます。被保険者1万3,067人のうち、保険証利用登録者が9,478人となっており、登録率としては72.5%となっております。

次に、どれぐらいの方がマイナ保険証を利用されているかの利用率についてですが、こちらも同様の令和7年9月時点で、外来レセプト3万2,093件のうち、オンライン資格確認利用者が1万2,896人となっており、利用率としては40.2%となっております。

それから、マイナ保険証の利用登録解除申請の件数でございますが、

国保同様に令和6年11月5日から申請の受付が始まっており、令和7年3月末までの令和6年度の件数で申し上げますと、延べ22件となっております。令和7年度の状況としましては、4月1日から直近の令和8年1月末までで延べ10件、令和6年度を含めた全体で言いますと、延べ32件となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 1割の人が71.9%ということで一番多いということですが。

しかし、この2割、3割の負担割合の方を増やしていこうという議論もございまして。後期高齢者の方々の医療負担が大きくなれば、やはり医療を控えるということにつながりかねないので、ぜひ負担割合を広げるということに反対をさせていただきたいと思っております。

入院をしたり手術をしたり、高額医療になった場合には、高額療養費というものがあると思っておりますけれども、このことについて2回目は教えていただきたいと思います。

質問番号2番のマイナ保険証ですけれども、利用しておられる方は4割ということで、国保の場合は、約43%でしょうか、それよりもやっぱり下がるということも分かりました。

マイナ保険証に関しては更新があります。電子申請の更新が5年に1回です。それが高齢者になればなるほど自分ではできないということになっていきますけれども、じゃ

あ代わりに誰かができるかということ、非常に難しいという問題もありますので、無理してマイナ保険証を引き続きやらなくても大丈夫だと言っていたらいいと思っております。

今の段階では、後期高齢者の方々には、マイナ保険証を持ってても資格確認書が届きますという制度になっていると思うんですけども、令和8年8月以降、1年がたつわけですが、これがどうなるのかということについて教えていただきたいと思います。

○光好博幸委員長 質問2点でございます。

答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、2点の2回目の御質問にお答えいたします。

1点目、高額療養費についての御質問でございます。

後期高齢者医療制度の高額療養費については、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、事後に高額療養費として支給されるものでございます。この限度額については、所得区分に応じて6段階に分かれております。

なお、従前は、限度額適用認定証を医療機関等の窓口で提示することで、窓口でのお支払いを自己負担限度額までにとどめるということができましたけれども、令和6年12月2日以降については、後期高齢者医療制度においては、新規の限度額適用認定証の発行はなくなっておりまして、代わりに限度額区分が資格確認書に併記される形に変わ

っております。

それから、2点目のマイナ保険証の令和8年8月以降の取扱いについての御質問でございます。

後期高齢者医療でのマイナ保険証の対応状況でございますけれども、こちらは、令和6年12月2日のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に先立ちまして、ITに不慣れなどの理由により、マイナ保険証への円滑な移行に向けた暫定的な運用として、一律に資格確認書を交付することとなりました。その後、暫定運用の継続ということで、令和8年8月の年次更新までの間、暫定運用を継続することとなっております。

お問い合わせである令和8年8月以降の取扱いについては、大阪府後期高齢者医療広域連合において、引き続き1年間、資格確認書の一律交付を継続する方向での検討がなされていると聞いております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 高齢者になりますと、こけて、けがをして入院をされとか、また様々な病気で入院されるということも増えてくる中で、やっぱり医療費が高額でという御相談もよくいただきます。

そういう中で、限度額認定書を発行してもらえなくても、もう資格確認書の中で後期高齢者の方は診てもらって、一旦高い金額を払って後から返してもらおうということをしなくてもいいという制度に今はなっていると伺ったと思っています。

それは一つ前進だと思うんですけども、限度額であったとしても高額なんです。一般の区分の方で一か月5万円ぐらいの金額になってるんじゃないかと思います。12月の終わりに入院して1月のお正月が終わってから帰ってきて、2か月分なんですよね。その間に手術だとか何だとか、高いお金を払うようなことがあったとしたら、ちゃんと限度額以下にさせていただいてるんだけども10万円以上かかるみたいなことが起きてくるわけなんです。

それを今、政府は、さらにこの高額療養費の限度額を引き上げようとしています。自己負担限度額を引き上げるということになりましたら、利用者821万人のうち約660万人が負担増の見通しということです。

受診抑制や治療中断を防ぐために、公的負担の拡充が非常に重要やと思います。受益者負担という考え方なんだろうと思いますけれども、社会保障であるはずの医療体系がお金の沙汰次第になってしまうと考えられます。

これは、若者世代の社会保険料の引下げということが言われて、社会保障費を削減しようという流れの中で出てきているものでございますけれども、これを本当にやったとして働き盛りである現役世代の方々の保険料が一体どれだけ引き下がるのかということです。

衆議院予算委員会が10日、2026年度予算案についての中央公聴会を開いたんですが、そこで全国がん患者団体連合会の天野理事長

が発言をしています。厚生労働省の資料によっても、高額療養費の月額上限引上げによる保険料軽減額は、1人当たり年約1,400円にすぎないと、月額でペットボトル1本分ほどの保険料引下げにしか効果がないと言われていています。高額療養費が有するセーフティ機能をそれぐらいの保険料引下げのためにやっつけていいのかということが訴えられたということでございます。

ぜひ市町村の現場からも、この高額療養費の限度額の引上げに対して反対の声を上げていただきますようお願いいたします。

質問番号2番については、8月以降も検討していただくということでございましたので、ぜひそれは実現してもらえるように、これも声を上げていただきたいと思います。要望とします。

○光好博幸委員長 増永副委員長の質問が終わりました。

そのほか、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後3時49分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○光好博幸委員長 それでは再開いたします。

議案第7号、議案第13号及び議案第28号の審査を行います。

本3件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 それでは、1問質問いたします。

予算概要186ページ、介護予

防・生活支援サービス事業、介護予防・生活支援サービス事業補助金、訪問型サービスDについて、取組内容と現在の利用状況についてお伺いいたします。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。

訪問型サービスDは、元気はつらつお出かけサポートという愛称で実施しており、要支援1、2及び基本チェックリスト該当者等を対象に、市内での買物や通院、つどい場等の介護予防活動への送迎を行うNPO法人に対し、運営費用等を補助するもので、令和7年度と同額300万円を計上しております。

利用状況につきましては、令和8年1月末現在で1,757回の利用、うち要支援認定者は1,507回で、つどい場等介護予防活動が107回、買物が405回、通院が995回の利用となっております。

月平均の利用件数は、令和6年度173.8件に対し175.7件と増加しているものの、介護予防活動への利用割合は、令和6年度の12.5%から7.1%と減少してる状況となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 御答弁ありがとうございます。内容について理解いたしました。

訪問型サービスDの元気はつらつお出かけサポートについて、市と

して認識している課題と今後の展開について教えてください。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 利用者の中には、認知症状をはじめとした利用者本人の状態像から、運営団体のみでは対応に苦慮するというお話も聞いており、ケアマネジャーとの意見交換会を開催し、運営団体の実情を踏まえた対応等について話し合いを行っているところでございます。

また、当該サービスにつきましては、利用するに当たりケアプランの作成が必要となってまいります。利用者の増加に伴うケアマネジャーの負担の点も踏まえておく必要があると考えておまして、引き続きこれらの状況も勘案しながら、効果的な高齢者の外出支援につなげることができるよう、運用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。

訪問型サービスDの元気はつらつお出かけサポートは、単なる介護予防にとどまらず、公共交通機関がカバーし切れない、ドア・ツー・ドアのニーズを満たす極めて重要なインフラであると考えています。

特に安威川よりも南側、別府や鳥飼地域にお住まいの高齢者の皆様にとっては、この移動支援の問題は非常に重要で、単なる便利なサービスだけではなく、社会とのつながり

を維持するための命綱であるとも思います。

市民が移動に困り、社会から孤立することがないように、部局の垣根を越えて、関係各所が知恵を出し合いながら取組を進めていただきますよう要望して、質問を終わります。  
○光好博幸委員長 光田委員の質問が終わりました。

そのほか。

大川委員。

○大川ゆり委員 私から1点質問させていただきます。

予算概要180ページ、要介護認定事業について、介護認定審査会委員報酬982万8,000円が予算計上されております。

これは、介護保険のサービスを受けようとする方について、介護に必要な度合いを審査・判定する審査会の開催に係る経費になるかと思いますが、審査会の構成メンバー、開催回数 of 予定についてお教えいただけますでしょうか。

また、審査会1回当たりの審査件数は何件くらいになるのか教えてください。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。

介護認定審査会は医療分野、福祉分野、保健分野の専門職で構成しており、令和8年度は64名体制を予定しております。

要介護認定審査の場となる合議体につきましては、4名体制となっており、令和8年度開催予定回数は

月最大11回で、年124回の開催を見込んでおります。

また、審査会1回当たりの審査件数につきましては、20件から35件をめどとした運営を予定しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 御答弁ありがとうございます。

近年進む高齢化に伴い、介護サービスを必要とする方の増加が予想されておりますが、今後、介護認定審査会を運営していく上で、認識されている課題などがあればお教えいただけますでしょうか。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 介護認定審査会に係る課題についてでございます。介護を必要とされる方の割合が増加いたします85歳以上の人口が令和8年1月末現在の3,750人に対し、第2次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、西暦2040年には5,317人と1,567人増加する見込みとなっております。

このような中、要介護認定申請件数は現在約3,300件でございますが、申請件数の増加と、それに伴う介護認定審査会の負担の増加が予想され、審査を適切で速やかに行う体制の整備が必要と考えております。委員の確保等容易ではない状況ではございますが、本市といたし

ましてもZ o o mなどのオンラインツールを活用するなど、可能な限り介護認定審査会委員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

介護を必要とされる方々が安心して生活を営むためには、その方々の状態に応じた適切な支援制度やサービスが速やかに提供されることが重要になってまいります。ICT活用や委員の負担軽減策、人材の確保など、多角的な取組となりますが、ぜひとも工夫を凝らしていただきまして、効率的な審査会の運営となるよう要望いたしまして、私からの質問を終わります。

○光好博幸委員長 大川委員の質問が終わりました。

そのほか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 私からも1問質問させていただきたいと思っております。

高齢者人口の現状と、将来推計を踏まえた介護保険制度の今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

全国的に高齢化は急速に進んでおり、高齢層に傾いた人口構造が急速に改善する見通しがなく、社会保障制度は今後どのように変わっていくのか不安になります。平成12年度の介護保険制度開始以降、介護保険料の金額は3年ごとの見直しのたびに上昇する傾向にあり、本市

においても現在6,490円という基準になっています。

このような状況ですが、本市における高齢者人口の現状と将来推計を踏まえた介護保険制度の今後の見通しについてお伺いいたします。○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 本市の高齢者人口は2040年、令和22年には2万4,522人と、令和8年1月末現在の2万1,893人に対し2,629人増加、高齢化率は25.3%から28.9%まで上昇する見込みとなっております。

このような状況の中、先ほども御答弁申し上げましたが、介護を必要とされる方の割合が増加する85歳以上の人口増加が見込まれており、今後を考えると、サービスの利用が増えていけば介護保険料とともに市の負担も増えるというような仕組みでございますので、今後とも介護予防や認知症の予防を重点的に取り込むことにより、将来の負担軽減につなげていくことが重要になってくると考えております。

国におきましても、介護保険制度の持続可能性についての議論がされているところでございますので、この辺りについても注視しながら、市として必要となる取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加などにより介護ニーズはますます増大、これに合わせて介護給付費は増加の一途をたどることが目に見えております。

予想される課題への対応には時間が限られており、具体的な施策の早期検討と着実な実施が求められると考えております。特に、介護予防や認知症予防の施策については、地域や個人の事情に応じたきめ細やかな対応が必要であり、そのための環境や仕組みづくりを積極的に進めたいと思います。

市民が安心して老後を迎えられる地域社会を構築するためにも、しっかりと具体的な取組を進めていただきますよう要望させていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 中川委員の質問は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 では、4点ばかり御質問させていただきたいと思っております。

まず、1番目でございます。

これまで特別会計等でお聞きをさせていただいておるんですけども、この被保険者の保険料についてであります。

第1号の被保険者、保険料におきましては、令和7年度と比較をいたしまして、令和8年度は減額になっていると思っておりますので、この点の認識について1回目、お尋ねをさせていただきます。

2番目でございます。

予算書の14ページのところでありますが、地域介護・福祉空間整

備等施設整備交付金というのがあります。これは令和8年度といたしまして773万円で、国が10分の10ということでありまして、この使途について、1回目お尋ねをさせていただきます。

3番目でございます。

予算歳出の24ページ、地域密着型介護サービス給付費というのがあります。これは令和7年度の当初予算に対しまして、約1億5,000万円近く増加になっての9億7,786万6,000円が令和8年度の当初予算として設定をされております。

この介護サービスにつきましては、認知症とか中重度の方々の要介護高齢者の方々が住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援する制度なのかなと思っておりますが、増額となっていることについての予算の内容について、1回目お尋ねをさせていただきますと思います。

4番目でございますが、第9期せつつ高齢者かがやきプランは、令和8年度が最終年度となっております。やはりこれまで、建設もそうなんですけれども、介護関係も給料の面だとかでこの数年、様々な議論がされてきたと思っておりますし、またこの労働力の確保といったことも、介護関係の方々も含めて様々な議論されてきたと思っております。

そういう意味で、この第9期のせつつ高齢者かがやきプランが令和6年度から始まり、8年度が最終年度でございますので、介護全般での課題等、令和8年度の予算編成に当たっての総括的な認識についてお尋ねをさせていただきますと思います。

ます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 以上4点です。

答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 4点の御質問にお答えします。

質問番号1番、保険料についてでございます。第1号被保険者数、令和7年度になります。2万1,958人に対し、令和8年度は2万1,844人と、114人の減少を見込んでおりますとともに、令和8年度は、第9期の計画最終年度に当たり、基金の取崩し額を令和7年度約1億315万から約1億8,094万円と7,779万円増額していることが主な要因となっております。

質問番号2番、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業、こちらは、高齢者施設等の安全性の向上、また、災害をはじめとした非常時の対応力強化など、市町村を通じて国から補助金が交付される制度でございます。

本事業の活用につきましては、毎年度、市内事業所に向けて意向調査を実施しており、令和8年度は地域密着型サービス事業所におきまして、空調設備の更新の意向があったため、これに係る費用の国が定める補助上限額773万円を予算計上しているものでございます。

続きまして、地域密着型介護サービス給付費でございます。

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、市町村が指定する事業者から、その地域に住む住民がサービスを受けた場合に支払われ

る給付費でございます。

令和7年度予算と比較して、1億4,796万2,000円を増額した予算計上につきましては、地域密着型介護サービス費は要介護度が高くなるほど提供されるケアの専門性や頻度が増すことから、設定される単位数が段階的に高くなる仕組みとなっております。

令和6年度地域密着型サービスの利用者のうち、要支援、要介護1、2の人数は令和6年度で約260人に対しまして、令和7年度は約240人と減少している一方、要介護3から5の人数は、令和6年度約160人に対し、令和7年度は170人と増加している状況でございます。

また、令和8年度報酬改定がございまして、介護職員の処遇改善、最大月6.3%の賃上げを見据えたものであることも要因となっております。

4番目の介護全般での課題と令和8年度予算の認識でございます。

高齢化の進展に伴いまして、後期高齢者が増加する中、第1号被保険者の要支援要介護認定者数は、第8期の計画の初年度となる、令和3年度の4,168人に対し、令和8年1月末現在4,671人となっております、503人増加しております。

今後も介護を必要とする高齢者は増加していくものと予想しており、令和8年度の保険給付費は令和7年度比で3億1,017万3,000円増の75億5,519万1,000円を計上、特別会計予算全体では令和7年度比3億4万2,000円の増となる84億4,889万

7,000円を計上しているところでございます。

このような中、地域支援事業におきまして、介護予防や認知症予防の重点的取組により、将来の負担軽減につなげていくことが重要となっておりますが、介護保険制度の持続的運営に向けて介護人材の確保が喫緊の課題になっていると認識しております。

これまでも介護支援専門員の資格更新費用の補助など、人材確保・定着に取り組んでいるところでございますが、介護事業所等との意見交換を通してニーズを把握し、有効となる人材確保策、介護職員の負担軽減に資する取組について検討し、高齢者の包括的かつ持続可能な支援体制の構築につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 1番目の第1号被保険者の保険料についてであります。

条例は、税法の改正によって、1号被保険者の保険料が下がるというか変動ということに対しての一定の金額、今までと同様の第1号被保険者からの保険料ということでの条例改正だと思っておりますが、その確認と、この予算書にそのことが反映してあるのかということを確認だけさせていただきたいと思えます。

2番目でございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてであります。

確かに国から10分の10ということであり、これにつきましては、高齢者施設等々の、空調も含めてだと思っておりますが、防災・減災等々に対しての国からの交付金ということでもあります。

今回、上限の773万円を要求して、国から下りてくる交付金を予算にされていると思います。ただその一方で、本当にこの工事が773万円以下で収まっているのかということであれば、もしかしたら上限額というか、773万円を超えた工事費であるにもかかわらず、国としてはこの上限までしか交付しないということなのかなと思います。工事費につきましては、これから後年になればなるほど工事費が下がるということは多分ないと思いますので、その辺りもしっかりと見ていただいて、この交付金を活用した工事をまたお願いをしたいということで、この点は要望としておきたいと思っております。

3番目でございます。

地域密着型介護サービス給付費の件でお尋ねをさせていただきました。

これは先ほど御答弁でもありましたけども、住み慣れた自宅でとか地域でこの生活を続けられるよう支援するサービスということでもあります。

その一方で、利用者の所得に応じて費用負担もあるということだと思っておりますが、ただ、介護サービス給付費につきましては10年前と比較すれば、約2.6倍ぐらいの金額に膨らんでるというか、利用があるという感じになってきてると思

います。

2回目の質問といたしまして、介護サービス給付費は伸びてるんだけども、予防サービス給付費はそんなに伸びていないと思いますので、2回目はこの居宅介護、そして地域密着型介護と施設介護の各サービス、給付費の伸びということについて、どういう認識でおられるのかということでお尋ねをさせていただきたいと思っております。

4番目、労働力の確保とか、介護に関する人的資源の確保といったことも大きな課題ということであったと思っております。

その一方で、1号被保険者の減少、高齢化の社会にあつて、65歳から74歳以下までの方々の人数が減ってきてるということで、要は75歳以降の方々の人数が増えてきているということでもあります。特に一般的に考えれば、要介護とか要支援の認定者数は増えていく傾向が数年あつて、今後もさらに増加傾向にあるのかなと思っておりますが、ただその一方で、この数字には、要介護の認定者数に出てきてない数字があるのかなと思います。それはぎりぎりまで要介護認定を受けないというか、窓口に行きにくいというか、そんな理由もあると思うんですね。特にお二人の高齢者の方、御夫婦だとか、あとはどちらかがお亡くなりになって、お一人になってしまったとかいう方々が、何か生活上で困ったことが生じた際にも、支援を求める手段や機関へのアクセスが思うようにいかないというような状況もあるのかなと思いますので、この対応も、介護保険という面もあるんで

すけども、一般会計で申し上げました重層的支援もしっかりと関連性を持たせていくというところが重要だと思います。また、令和8年度は、次なる10期計画の策定に入っていきますので、この辺りをしっかりと、計画に盛り込んでいきたいと思っています。

また、この10期も3年間の計画でございます。3年間というのは本当に長いようで短い計画期間でありますからね。しっかりと現状の認識も踏まえていただいて、今後、10期の計画策定に取り組んでいただきたいと思いますということで、その点は要望とさせていただきます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番でございます。

議案第28号の条例改正の保険料、積算との関係というお問い合わせだったと思います。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、令和7年度の税制改正によりまして、給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に、10万円引上げされることとなりました。

この改正により、収入が55万1,000円以上、190万円未満の一部の方は、給与所得控除の拡大により課税対象だった人が非課税になる場合が出てきます。その結果、保険料の段階が変わる方が発生する可能性がございます。

この状況が介護保険料の収入計画に予想外の不足を生じさせるお

それがあるため、令和7年度改正の影響で標準保険料段階が変わる可能性がある方については、税制改正前と同じ保険料段階で判定方法を適用するため、今回の遮断に応じて所要の改正を行うものでございます。

つまりは、税制改正がございましたが、その影響を遮断し、介護保険制度につきましては、令和7年度、6年度、これまでと同じように保険料を計算するという形になりますので、今回の保険料の積算につきましても、令和7年度以前と同じ形で積算をさせていただいております。

質問番号3番、地域密着型介護サービス給付費でございます。

居宅介護等各サービスにおける令和6年度と令和5年度の比較となりますが、居宅系サービスは令和5年度31億7,858万9,290円に対し、令和6年度33億7,078万7,975円と1億9,219万8,685円、約6%の増加。

地域密着型サービスでは、令和5年度7億296万7,667円に対し、令和6年度7億6,094万1,405円と5,797万3,738円、約8.2%の増加。

施設系サービスにつきましては、令和5年度18億6,474億6,011円に対し、令和6年度19億2,536万8,690円と、6,062万2,679円、約3.3%の増加という状況になっております。

後期高齢者数の増加に伴う要介護認定者数の増加に合わせ、給付費の増加は今後も想定されており、コロナ禍以降、高い水準で伸びており

ます居宅系サービス、地域密着型サービスにつきましては、当面同様の傾向で伸びていくものと想定しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 1番目の1号被保険者の保険料についてでございます。

この議案第28号の条例改正とその分を盛り込んだ予算ということであったと思いますが、ただこの保険料というのは3年間、収入、家族構成、年齢構成が変わらなければ、3年間同じ保険料ということのある中で、今回この税制改正があったので、条例改正をしたということだと思います。

先ほど1号被保険者の人数が減少という中で、要は歳入面の減少への影響といったこともあるということでもございましたので、少子高齢化という中であつてもね、少し転換点なのかなと思います。

要は、74歳以下の方々の年齢構成と75歳以上の方々の年齢構成ということを考えれば、今後、考え方の角度を変えて、やっていかなければいけない部分もあるのかなと思いますので、これから、先ほど申し上げました第10期のせつつ高齢者かがやきプラン策定の中にあつての介護保険事業計画に今後3年間に想定される様々な要因を取り込んでいただきたいと思います。ただ、私も1号被保険者でございますので、そういう面では次の第10期の保険料はどうなるの

かと思う面もありますけども、しっかりと介護の事業運営という観点で取り組んでいただければと思います。

要望でございます。

次、3番目でございます。

予防サービスの給付費等々の件でお聞きをさせていただきました。やはり介護給付費を抑制する、その一つが予防ということであると思います。

今まではお二人で住んでた世帯でもお一人になられた方など、今、様々な人口形態がこの摂津市内でも増えてきていると思いますし、介護現場で働く介護関係の人材確保が本当に必要な部分として、次の第10期に関わってくると思います。介護保険制度が始まって27年になりますから、今後サービス量がさらに増えてくるということが想定できますので、これから予防という目線でしっかりと捉えていただいて、介護運営に取り組んでいただきたいと思います。と申し上げて私の質問を終わります。

○光好博幸委員長 村上委員の質問は終わりました。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後4時25分 散会)

摂津市議会委員会条例第29条  
第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 中川 嘉彦